

## 会 議 録

会議の名称	第11回 本荘由利一市七町合併協議会
開催日時	平成15年12月18日(木) 午後 1時30分
開催場所	由利町 中央コミュニティーセンター「善隣館」
出席者氏名	「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	無
<p>1. 開 会 2. 委嘱状の交付 3. 会長挨拶 4. 会議録署名委員の指名について 5. 議 題     (報告事項)         報告第24号 平成15年度本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算(第1号)について     (協議事項)         協議第38号 本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について         協議第39号 一部事務組合等の取扱い(その2)について         協議第40号 ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて         協議第41号 保健衛生事業の取扱い(その2)について         協議第42号 農林水産業関係事業の取扱い(その1)について         協議第43号 社会教育事業の取扱い(その2)について         協議第44号 字の区域及び名称の取扱い(その1)について         協議第34号 新市の名称について(継続協議)         協議第33号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議)</p> <p>6. その他 7. 閉 会</p>	
会議の経過	別添のとおり

別紙 出席者名簿

会 長 柳 田 弘

委員(41名)

1号委員		2号委員		3号委員	
副会長	佐々木 秀 綱	委 員	齊 藤 好 三	委 員	東海林 京 子
"	佐 藤 清 圓	"	工 藤 兼 雄	"	村 岡 兼 幸
"	加 藤 鈺 一	"	大 場 重 夫	"	茂 木 好 文
"	阿 部 満	"	佐 藤 實	"	鈴 木 清
"	阿 部 幸 悦	"	阿 部 一 雄	"	高 橋 良 一
"	三 浦 孝 郎	"	前 川 侖	"	三 浦 稔
"	佐 藤 源 一	"	村 上 亨	"	尾留川 正
		"	佐 藤 千 秋	"	木 内 忠 一
		"	成 田 正 雄	"	佐々木 正 男
		"	小 松 敏 博	"	小笠原 良 一
		"	遠 藤 忠 平	"	長谷川 光
		"	小 松 義 嗣	"	金 子 拓 雄
		"	齊 藤 栄 一	"	三 浦 重 夫
		"	鈴 木 澄 夫	"	須 田 妙 子
		"	今 野 義 親	"	松 田 訓
		"	眞 坂 孝 衛	"	高 橋 和 子
				4号委員	
				委 員	石 山 修

幹 事 (16名)

幹事長	鷹 照 賢 隆	幹 事	齋 藤 隆 一
副幹事長	小 松 久 男	幹 事	土 田 隆 男
幹 事	佐 藤 徳 弥	幹 事	早 川 修 一
"	佐々木 登	幹 事	莊 司 和 夫
"	伊 藤 正 弘	幹 事	藤 原 秀 一
"	小笠原 察 雄	幹 事	小 松 慶 悦
"	三 浦 昭 夫	幹 事	加 賀 秀 喜
"	村 上 隆 司	幹 事	佐 藤 善 昭

事 務 局

局 長	佐々木 均	調整第1 班長	佐 藤 俊 一	三 浦 啓 助
副局長	村 上 健 司	調整第2 班長	佐 藤 一 喜	佐 藤 和 広
次 長	熊 谷 正	調整第3 班長	遠 藤 晃	伊 藤 康
次 長	渡 部 進	計画班長	伊 藤 篤	
		電算推進 班長	齋 藤 一 昭	佐 藤 徳 和
		総務班長	三 浦 清 久	

午後1時30分 開 会

○事務局

ご案内の時刻となりましたので、これより第11回本荘由利一市七町合併協議会を開会いたします。

最初に、委嘱状の交付を行います。

12月7日、任期満了に伴います由利町議会議員一般選挙後の議会におきまして、議会選出委員の異動がございましたので、委嘱状の交付を行います。

(委嘱状交付)

○事務局

由利町議会議長 村上 亨 様。

○柳田会長

委嘱状、由利町議会議長 村上 亨 様。

本荘市一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成15年12月18日、本荘由利一市七町合併協議会会長 本荘市長 柳田 弘。

○事務局

由利町議会議員 佐藤 千秋 様。

○柳田会長

委嘱状、由利町議会議員 佐藤 千秋 様。

本荘市一市七町合併協議会委員に委嘱する。

平成15年12月18日、本荘由利一市七町合併協議会会長 本荘市長 柳田 弘。

○事務局

続きまして次第の3、会長あいさつ。

○柳田会長

開会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、第11回目の協議会となりましたが、年の瀬を控えた今日、今年最後の協議会となりました。

本日の協議会は、由利町の善隣館を会場に開催されますが、ここに由利町の町長さんをはじめ職員の方々、住民に大変ご配慮を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、このたびの由利町議会改選に伴い、合併協議会委員として、ただいま委嘱状を交付したものでありますが、村上議長さんには引き続きお願いすることとなり、佐藤議員さんには、新たに委員として参加されることになりました。両氏におかれましては、協議会委員として新市の誕生にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年1月に発足しました本荘由利一市七町合併協議会も、早いもので1年を経過しようとしております。

また、6月から始まりました各町での協議会開催も、本日の由利町で一巡いたしました。この間、数多くの協議会を重ねてまいりましたが、新市誕生のため、有意義な協議であると考えますし、これまでの委員各位のご協力に感謝するとともに、今後ますますご協力をお願いいたしまして、簡単でございますが、あいさつといたします。

どうもありがとうございます。

## ○事務局

ありがとうございました。

それでは、これより協議に入らせていただきます。

会議の議長は、合併協議会規約第 10 条第 2 項の規定に基づきまして、会長があたることになっておりますので、よろしく願いいたします。

## ○柳田会長

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の出席委員は 41 名であります。出席委員は定数に達しております。

本協議会に説明のため、幹事の出席を求めています。

次第の 4、会議録署名委員を指名いたしたいと思えます。

会議録署名委員は、会議運営規程第 8 条第 2 項の規定により、大内町の小松敏博委員、東由利町の金子拓雄委員を指名いたします。

なお、本日の会議時間は、午後 4 時 30 分までの 3 時間を予定しております。

次に、5 の議題に入ります。

報告第 24 号「本荘由利一市七町合併協議会会計補正予算(第 1 号)について」、事務局より報告を願います。

## ○事務局

それでは、報告第 24 号「平成 15 年度合併協議会会計補正予算(第 1 号)」につきまして、ご報告いたします。

配布されております 1 ページをご覧ください。

第 1 条にありますとおり、今回、歳入歳出をそれぞれ 117 万 5,000 円を追加しまして、予算の総額を 5,591 万 9,000 円とするものであります。

事項別明細書によりまして、各款ごとの主な内訳をご説明します。

最初に 4 ページをお開き願います。

はじめに歳入でありますけれども、2 款 1 項 1 目の繰越金に 117 万 5,000 円を増額し、計が 117 万 6,000 円となります。これは平成 14 年度の繰越金であります。

次に歳出であります。5 ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目会議費では、補正額が 20 万 5,000 円、計が 482 万 8,000 円であります。9 節旅費に委員の費用弁償分としまして 4 万 2,000 円、11 節需用費では消耗品に 4,000 円、食糧費に協議会時の昼食代、各種会議時の弁当代など 15 万 9,000 円で 16 万 3,000 円あります。

次に、1 款 2 項 1 目事務費であります。補正額が 102 万 5,000 円で、計が 1,425 万 2,000 円あります。7 節賃金では、当初、臨時職員賃金を 2 名分みておりましたが、1 名でありますので、1 名相当分 104 万円の減額であります。9 節旅費では、職員の研修や郡内外の普通旅費分としまして 70 万 4,000 円、11 節需用費であります。消耗品ではコピー料、コピー用紙など事務用関係としまして 70 万 1,000 円、食糧費では視察来客や会議等のお茶代としまして 6 万円、印刷製本費につきましては、協議会用各封筒の印刷分としまして 8 万 4,000 円、光熱水費では事務室空調設備の電気料としまして 3 万 2,000 円で、需用費合計が 87 万 7,000 円あります。14 節の使用料・賃借料であります。事務局用電話・機器借上げ、住民説明会用のプロジェクター 1 台分としまして 48 万 4,000 円あります。

次に、次ページの 2 款 1 項 1 目事業推進費であります。補正額は 5 万 5,000 円の減額であります。計が 3,583 万 9,000 円あります。8 節報償費に、新市名称募集に伴う各当選者への賞品代としまして 31 万円をみております。9 節旅費につきましては、普通旅費に新市建設計画策定に伴

う研修会議の講師旅費2万円、研修旅費としまして先進地視察研修旅費としまして228万円、協議会委員の費用弁償分4万3,000円で、計が234万3,000円です。11節需用費につきましては、新市建設計画等ダイジェスト版の印刷代54万円の減額です。13節委託料でありますけれども、将来構想建設計画策定委託につきましては、当初コンサル委託をみておりましたが、これを計画班自前で行いましたので、一部委託費を除いた分498万円を減額しております。新例規立案策定支援で191万3,000円の減額です。次に、情報化基本計画策定委託ですが、地域イントラネット・公共ネットワーク基盤整備事業の事業採択に向けまして同計画が必要となりますので、その分としまして472万5,000円の増額です。計が216万8,000円の減額です。

以上の補正内訳によりまして、3ページの総括表及び2ページの第1表であります。いずれも歳入歳出合計欄につきまして、それぞれ補正前の額5,474万4,000円、補正額117万5,000円、合計が5,591万9,000円です。

以上で報告説明を終わりたいと思います。

○柳田会長

ただいま、事務局より報告ありましたこの件につきまして、何かご質問ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでございますので、ご理解いただいたものといたします。

続きまして協議事項に入ります。

協議第38号の「本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について」、事務局より説明を願います。

○事務局

それでは、資料の7ページをご覧くださいと思います。

協議第38号「本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について」ですが、本協議会の監査委員は、協議会規約第15条第1項の規定に基づきまして、協議会皆様の同意を得て会長が委嘱するということになっております。

監査委員につきましては、第1回の協議会で委員皆様の同意をいただいて、岩城町、矢島町、西目町の各町の代表監査委員の皆様3名の方を委嘱してございましたが、西目町代表監査委員の渡部様のご逝去されましたので、このたび、西目町代表監査委員に就任されました伊豆吉昭さんを新たに委嘱したいという提案でございます。

以上であります。

○柳田会長

ただいま、伊豆さんを監査委員にということでの事務局の説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第38号「本荘由利一市七町合併協議会監査委員の同意について」は、同意いただいたものと決定いたします。

次に、協議第 39 号「一部事務組合等の取扱い(その2)について」と協議第 40 号「ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて」は関連がございますので、一括協議いたします。

事務局から説明を願います。

## ○事務局

それでは、本日の資料8ページをご覧ください。

協議第 39 号「一部事務組合等の取扱い(その2)について」説明いたします。

一部事務組合の内容につきましては、5月15日に本荘由利広域交流センターで開催されました第4回合併協議会で、その1といたしまして秋田県市町村会館管理組合及び秋田県市町村総合事務組合、本荘地区・矢島地区の消防事務組合、公平委員会に係る事務の委託については既に確認されておりますが、今回提案いたします内容は、ごみ処理施設に係る一部事務組合の取扱いについて確認をいただくものでございます。

なお、協議第 40 号に提案しております「ごみ収集運搬業務事業の取扱い」と関連しておりますので、一括で説明させていただきます。

調整内容といたしましては、矢島町・鳥海町の2町で構成している矢島・鳥海清掃一部事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は、新市に引き継ぐものとなっております。

資料につきましては10ページと11ページでございます。

ごみ処理事業として、矢島町と鳥海町で組織する矢島鳥海清掃一部事務組合がありますが、その内容について掲載しております。

現在、同組合では矢島鳥海清掃センターの運営を含め、可燃ごみと不燃ごみの処理を行っております。構成市町の合併により、ごみ処理事業は新市において行うこととなることから、調整内容といたしましては、合併の前日をもって解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は新市に引き継ぐものとなっております。

次に、本日の資料の12ページの方をご覧くださいと思います。

関連します協議第 40 号「ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて」説明いたします。

これは、ごみ収集業務や分別事業等について確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1)ごみ収集業務については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。但し、粗大ごみ収集については、業者委託による個別収集を基本として新市において調整を図る。

(2)現行の清掃手数料は廃止し、新市において新たな制度の導入を図る。

(3)ごみ処理施設は新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し、施設整備の調整を図る。

(4)資源ごみの分別収集については、現行のとおり新市に引き継ぎ、分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図るとなっております。

なお、資料につきましては、14ページから19ページに一市七町の現況を掲載してございます。14ページと15ページの方をご覧ください。

各市・町のごみ収集業務のうち、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、乾電池について掲載しております。これらについては、現在のごみ処理施設との関連もあり、また、収集システムも住民に浸透していることから、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において業者等との委託内容等など必要な調整を図る内容となっております。

次に16ページ・17ページの上段に掲載しております粗大ごみの収集業務についてでございますが、収集方法や処理料金について、各市・町に差異がございます。粗大ごみの処理については、最終処分場や粗大ごみ処理場を設置し処理を行っている市・町もありますが、埋め立て量に限界があることから、リサイクルや業者処分を積極的に行い、最小限の埋立処理を目指す必要

がございます。また、ごみの不法投棄の防止や高齢化社会への対応など、きめ細かな対応もあわせて必要となってまいりました。

以上のことから、粗大ごみの処理については、秋田市などの事例を参考にしながら、業者委託による個別収集を基本として、新市において統一した収集業務を行うよう調整を図るというような内容になってございます。

次に、清掃手数料についてでございますが、これは地方自治法第 227 条及び第 228 条第 1 項に基づきまして徴収している市・町がございます。現在、矢島町、由利町、東由利町は、各家庭からと事業所からの清掃手数料を徴収しておりますし、本荘市、岩城町では事業所からのみ清掃手数料を徴収しております。他の 3 町では清掃手数料の徴収は行っておりません。ごみの清掃手数料等、ごみ処理の有料化については、全国各地で現在議論されており、先日、環境省からも家庭ごみなどの処理の有料化に関する調査結果も発表されました。それによりますと、全国 3,214 市区町村を対象にその調査を実施されましたが、1,295 団体から回答があり、家庭系ごみ処理の有料化については、有効回答 1,270 市町村のうち 533 市町村で実施されているということでした。現在無料と回答した 731 市区町村でも 32%にあたる 223 市区町村で有料化を検討、または予定しているというような回答があったということでした。また、ごみ処理手数料の徴収方法についてでございますが、各家庭から一律に徴収することは、ごみの量の違いやごみ減量化に努力している人との不公平感があることから、全国的にも有料指定袋方式として指定ごみ袋に手数料を上乗せした方式を採用し、ごみの減量化とごみの量に比例した手数料の徴収を行うようにしているところが多くなっているようでございます。先ほどの環境省の調査でも、有料化している 533 市町村のうち 428 市町村で採用しており、8割を超えておりました。県内では湯沢市や横手市、能代市でこの方法を採用して、ごみの手数を徴収し、ごみの減量化を図っております。環境分科会、一市七町の合併協議会の環境分科会の方でも湯沢市と横手市を視察してございます。湯沢市の場合は平成 4 年度から、横手市の場合は平成 13 年度からこの方式を導入しております。ごみ袋の販売体制や手数料の徴収方法等、現在は住民にも定着しているということでした。湯沢市や横手市では、手数料を上乗せした指定ごみ袋を導入するにあたって、ビンや缶、古紙など資源ごみについては、リサイクルボックスを配布して無料回収するなど、指定ごみ袋使用の軽減策も図っておりました。新市としてのごみ手数料のあり方については、ますます増大するごみ処理費用とごみ減量化を進める観点から、住民の皆様のご理解をいただき、湯沢市や横手市などの有料指定袋方式を参考に、新たな制度の導入を図るという意見で一致いたしました。

以上のことから、調整内容といたしましては、現在、1市4町が実施している一律の清掃手数料については、ごみ減量化の推進と排出量に応じた費用負担の公平性の観点から、合併時に廃止することとし、ごみ処理に係る費用の有料化について、先進事例を参考として、住民の方々のご理解をいただき、ごみ減量化の推進と公平な住民負担を基本として、新市において新たな制度の導入を図るという内容といたしました。

なお、関係条例の制定をはじめ、住民の皆様にご理解をいただけるよう、きめ細かな説明会の開催や指定ごみ袋の統一化、販売方法等については、新市において速やかに調整を図り、新たな制度の早期導入を目指すものであります。

次に 18 ページ・19 ページの上段に掲載しておりますごみ処理施設については、現在、本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町の 1 市 5 町を構成市町とする広域市町村圏組合 2 類事業で行っている広域清掃センター及び広域リサイクルセンターと、矢島町と鳥海町で一部事務組合を組織している矢島鳥海清掃センター、さらに各市・町で設置しております最終処分場や粗大ごみ処理場について掲載しております。

構成市町が合併し、1 市となる広域施設については、広域事業としては実施できなくなることから、施設については新市に引き継がれることとなりますし、合併町で組織する一部事務組合も解散し、新市に引き継がれることとなります。加えて、各市・町で設置しております最終処分場や粗

大ごみ処理場についても新市に引き継ぐこととなることから、ごみ処理施設の調整内容としては、新市に引き継ぎ、新市においてごみ処理計画を策定し、施設整備の調整を図るという内容になってございます。

なお、19 ページの最終処分場のところにつきまして、西目町の現況には掲載しておりませんが、西目町と仁賀保町が共同で平成 16 年5月からの供用開始を目指して仁賀保町内に一般廃棄物最終処分場の建設を進めております。総事業費約 14 億円で、負担割合としては仁賀保町 65%、西目町 35%で、起債は約9億 6,000 万円、償還期間は平成 30 年までとなっております。年間運営費の負担割合は平等割 10%、人口割 40%、搬入割 50%の計画で、償還費と運営費を合わせた西目町の負担としては、平成 30 年までに 1,200 万円から 2,800 万円程度と考えられております。平成 16 年5月からの利用開始ということで、現況施設には掲載しておりませんが、付け加えて説明させていただきました。

以上のような現況から、矢島鳥海清掃センターに関連し、先程説明いたしました、矢島町と鳥海町で組織しております一部事務組合は、合併の前日に解散し、合併の日にすべての事務及び財産並びに一般職の職員は新市に引き継ぐものとするという内容となっております。

なお同時に、広域清掃センター等についても関連いたしますが、広域市町村圏組合につきましては、他の事業との調整もありますので、広域市町村圏組合全体の取扱いについて、今後、調整が整い次第に改めて確認していただくこととなります。

次に、下段の方に掲載しておりますごみ資源化につきましては、各市・町で資源ごみの分別収集を実施しております。分別内容に若干の差異がございます。但し、資源ごみの収集はごみ処理施設との関連から、各市・町で調整されてきていることと一般ごみの収集業務とセットで定着していることもあり、現行のまま新市に引き継ぐこととし、現在分別収集を行っていないプラスチックなど分別収集品目の拡大も含めて新市において調整を図る内容となっております。

以上でございます。

#### ○柳田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問、あるいはご意見などございませんか。はい、どうぞ。

#### ○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

清掃手数料につきまして、まず基本的に無料にして、今、案としてはっきりまだ示されていないようでしたけれども、現在、袋1枚 14 円でしょうか、それを高くする等の案が出ているようでございますけれども、実際それを実行した場合には、自ら焼却する、あるいは不法投棄、その点が問題に出ないのか、そうした点は議論の中でなかったのか、私共は月額で 320 円、一般世帯で納めているわけですが、矢島町さんと、ほかには東由利町さんが徴収されているわけですが、その点は議論なかったんでしょうか、お伺いしたいと思います。

#### ○柳田会長

はい、事務局。

#### ○事務局

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

確かに分科会、専門部会の中では、ごみの手数料化、特に今回考えておりますごみ袋に手数料の方を添加するという方式にしますと、ごみの不法投棄が増えるのではないかというような心配の声もございました。その辺のところは、分科会、専門部会の方でも話し合っております。全国的な流れの中から、先程もご紹介しましたが、数多くの市町村で実施している中でも、そういうよ



うなものを心配されて、ごみの手数料化に踏み切ったというところもございましたが、確かに若干の不法投棄についての心配はあったようでございますが、心配されるほど大きな不法投棄につながった状況はないということでございました。同時に、現在各市・町で行っております不法投棄への防止策として、監視員等の設置もございますので、そちらの方を強化しながら対応していきたいということで分科会、専門部会の方では話し合っております。

以上でございます。

○柳田会長

はい、ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町の眞坂です。

今、矢島鳥海清掃センターの新市に引き継ぐということの議題であります。矢島鳥海の清掃センターは合併の話が出ないうちからの建設でありまして、非常に規模が小さいわけでありませ

す。従いまして、今後、ごみの収集範囲なんです。できれば現在のままの鳥海町、矢島町の範囲の稼働という形になると思っておりますが、その辺確認しておきたいと思っております。よろしく願います。

○柳田会長

事務局の方から説明願います。

○事務局

はい、説明させていただきたいと思っております。

調整内容の1番の方でございますが、ごみ収集業務等と関連します施設につきましても、現行のとおり新市に引き継ぐという内容で現在調整してございます。住民の方々のごみ収集につきましては、住民の方々に直接関わる内容でございますので、混乱が起きないように現行のまま新市に引き継ぐという内容で調整してございます。

○柳田会長

ほかにございませんか。

はいどうぞ、今野さん。

○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野でございます。

一つお尋ねしたいことはですね、今、広域でやられているごみの最終処分場は、これ、何年頃まで持つ見込みでしょうか、ちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えしたいと思います。

確かな年数まではこちらの方で現在資料がございませんけれども、現在、ここ1、2年とかそういう状態ではなくて、当分の間は最終処分場については持つという内容になっているようでございます。

○柳田会長  
はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)  
1、2年ということではちょっと困るんですけれども、大体話に聞くと、あと6、7年ぐらいではないかなというような話を聞いているんですけれども、その辺分かりますか。

○柳田会長  
はい、どうぞ。

○事務局  
詳しい資料が現在手元になくて、何年ということでは、ちょっとお答えできないのですが、確か広域の最終処分場は、焼却した残りの部分を埋立てているということでございまして、調べてあとで報告したいと思います。

○柳田会長  
はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)  
はい、分かりました。私、噂で聞いた話で申し訳ないですが、一応その広域の最終処分場が満杯になると、もうそこが使えないと。本荘市の市民からも、その周辺に処理場を作るのは困るんだと、こういうような話がちょっと聞こえてまいりました。もしそうだとすれば、本荘市さんとしては、いずれそのあとの最終処分場はどこにするのかというお話ぐらいはもう出ているはずじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○柳田会長  
はい、本荘市としては、この問題について、これまで各町長さん方とも話をしてきたところであります。  
本荘市にある広域の焼却場についても、耐用年数があります。  
また、仁賀保地域の施設も耐用年数から推定すると平成22、3年頃から25、6年頃が建て替えの時期になると思われます。  
そのときには、前もって1市10町で話し合うこととしてきました。  
今の場所が適切なかどうか、また、これからみんなが力を合わせて良い場所を選ぶべく努力することで、関係する町長さん方と話をした経緯があります。  
これから1市7町が1つの市となれば新市として、適切な場所を選ぶ方向で進めたいと思っています。  
はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)  
はい、それは分かりました。今、この施設のことですけれども、このまま、現行のままでいくと、こういうことですね。新市に引き継いで。ちょっとそれだけでは分かりにくいんですが、この12ページにごみ処理施設(3)番に、新市においてごみ処理計画を策定し、施設整備の調整を図ると

なっておられます。今、うちの方の委員も申しましたけれども、鳥海・矢島では最終処分場を昨年完成したと、こういうことであります。予想計画としては15年を予定しておりますけれども、丁寧に使って、最低でも20年は持たせようと、2町で、こういうことで大変なお金をかけて整備をしたわけでありまして。この中でですね、施設の調整を図ると、合併ってから。やはり本荘市の方もごみが多いから、いや矢島・鳥海の方にも持って行こうと、こういうことになられますと、これは私共の方も大変なことになります。ですから、その件をはっきりちょっと聞きたいと思います。

○柳田会長

このことについては、新市になった場合、おら方だとかあっちの方だとかでなくて、これは新市の中で決めるべきことであって、おら方意識をよせて最も良い場所を選ぶことです。

それが力強いまち、住みやすいまちになることでありますので、ご理解はいただきたいと思いません。

はい、どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

はい、それも分かりました。それで一つ伺うんですけれども、例えば広域の処分場が満杯になっちゃった。石脇財産区がお金持ちだからその土地を借りて、そこに処分場、例えばですよ造ろうとした場合、その土地の利用については、やはり使用料をこれは払わなければいけないでしょうか。それともその場合は無料になるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○柳田会長

石脇財産区まで及んでしまいましたが、例えばみな公有地であれば、例えば今の新市の市有地、要するに市有地ですね。民有地の場合もあり得るかもしれません。そうしたことを考えますと、今ここでその財産区の土地に金を払わなければならないのかどうかどうのこうのはまずよせておいて、財産区というのは法的に認められた機関でありますので、そういうことも生じるということも考えなきゃならないし、財産区は、自らどうぞといえ、そういうこともあるだろうし、これは今から、ここの場の協議会で決めるべきことでないかと思えます。いかがでしょうか。

○今野義親委員(鳥海町)

参考のためにこれ聞いたわけでありまして。つまりですね、財産区を持たないところも各町の財産を持って合併をする。その場合の例えばですね、山林をひとつごみ処理場にしようとした場合、これは当然無料になりますよね、そうなった場合は。けれども、財産区の場合は、これまでの現行のとおり考えていきますと、これは使用料を払わないと、こういうことになります。ですから、お互いに合併するんですから、対等に入らなければいけないんじゃないかと、これを言いたいわけでありまして。ですから、これはこの前通ったことですからあれだけでも、もう一回言っておきますけれども、あの財産区については私は絶対納得はしておりませんということ、これまずはっきりもう一度申し上げておきたいと思えます。

○柳田会長

今野さんからは、今はご意見として頂戴しました。どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ほかにはないようでございますので、協議第 39 号「一部事務組合等の取扱い(その2)について」と協議第 40 号「ごみ収集運搬業務事業の取扱いについて」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第 41 号の「保健衛生事業の取扱い(その2)について」、事務局から説明を願います。

#### ○事務局

それでは説明させていただきます。

説明の前に、先程、確認しましたら、最終処分場、本荘市の最終処分場は今後 10 年ぐらいが使用可能だということで先程聞きましたので、ご報告しておきます。

それでは、本日の資料 20 ページをご覧ください。

協議第 41 号「保健衛生事業の取扱いについて」説明いたします。

保健衛生事業の取扱いについては、8月 11 日、鳥海町で開催した第7回合併協議会で、その 1 として母子保健や予防接種等について確認をいただいておりますが、今回は、保健衛生に係る計画や各種がん検診等について確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

(1)健康 21 計画については、新市において新たに計画を策定する。なお、新たな計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(2)診療所事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

(3)基本健康診査及び各種がん検診については、対象者及び自己負担金について合併時に統一するよう調整を図る。

(4)人間ドック助成事業については、対象者及び助成額について合併時に統一するよう調整を図るとなっております。

なお、資料につきましては、22 ページから 27 ページに1市7町の主な内容の現況を掲載しております。

22 ページと 23 ページをご覧ください。各市・町で策定、または策定を予定している健康 21 計画について記載しております。健康 21 計画は、平成 12 年3月 31 日に旧厚生省事務次官通知等により、国民健康づくり運動として健康日本 21 が開始され、その一環として市町村が策定している計画であり、循環器病、糖尿病等の生活習慣病や、その原因となる生活習慣の改善に関する課題を選定し、それらの課題について具体的な目標を設定し、推進しているものでございます。現在、6町では策定済みであり、本荘市と矢島町では今年度中の策定を目指してございます。国は健康 21 計画の推進にあたっては、都道府県や市町村が地域の特色を活かし、かつ地域の実情に応じた目標設定型の健康づくり計画を策定し、推進していくことが重要であるという方針を出していることから、健康 21 計画については新市において新たに計画を策定することとし、策定されるまでの間は現計画を新市に引き継ぎ運用する調整内容となっております。

次に、診療所については、現在、直営で運営にあっているのは鳥海町の3診療所であり、由利町にへき地診療所がありますが、由利町では医療機関に委託して実施しております。

調整内容としては、地域事情や住民要望を勘案し、現行のまま新市に引き継ぐ内容となっております。

下段の方に老人保健事業に係る基本健康診査の状況を掲載しております。基本健診は、脂質検査や肝機能検査、血糖検査、腎機能検査、血圧検査、心電図検査、眼底検査などが行われており、各市・町同様に対応しておりますが、対象年齢と自己負担金に差異がございます。

また、24 ページと 25 ページの方をご覧ください。上段の方に、各種がん検診の内容を掲載しております。各種がん検診については、各市・町が対応しておりますが、基本健診と同様、対象年齢や自己負担金に差異がございます。基本健診及び各種がん検診については、疾患の早期発

見、早期治療による健康確保という観点から、新市において充実強化することとし、対象者及び自己負担金について、合併時に統一するよう調整を図るという内容になってございます。

また、23 ページの下と 25 ページの下、両方に具体的な調整方法として記載しておりますが、健診の実施場所については、受診者の利便性を考慮し、現行を基本として実施することとしてございます。

さらに 25 ページの下の方をご覧ください。具体的な調整方法に記載しておりますように、各種がん検診の中で子宮がん検診、卵巣腫瘍、乳がん検診については、個別医療機関での受診を希望する方々も多いことから、個別医療機関での受診にも対応することとしてございます。

26 ページ・27 ページ、ご覧ください。

人間ドックの助成事業について、各市・町の内容を掲載しております。現在、一般ドックについて、本荘市、矢島町、西目町では国民健康保険の保険事業として国保加入者への定額補助のみの対応となっておりますが、他の町は一般検診事業として幅広く対応しております。人間ドックの実施は、生活習慣病を予定する対策の一環として、総合的な健康チェックが一部の自己負担で受診できるとともに、栄養や運動等に関する保健指導や健康管理に関する正しい知識の普及を行うことや、必要な方に対して医療機関への受診指導が確実に行えることから、新市においては一体的な導入を図り、疾病の早期発見と住民の健康保持に資することが必要という意見にまとまりました。

また、節目となる年齢に行う節目ドックや、より精密なドックとなります一泊ドック、さらに脳ドックについても対象者及び助成額について合併時に統一を図るよう調整する内容となっております。

以上のことから、人間ドック助成事業については、対象者及び助成額について合併時に統一するよう調整を図るというような内容となっております。

以上でございます。

○柳田会長

ただいま、事務局の説明がありました。これについてご意見、ご質問ございませんか。はい、どうぞ。

○阿部一雄(岩城町)

岩城町の阿部です。

ただいまの議案とあわせまして、前後でも生活ごみの袋に一部上乘せをするという説明がございました。それと、ただいまの議案についても、自己負担金について合併時に統一するよう調整を図る、そうなるんでしょうけれども、合併論議が盛んになされるようになりまして、サービスは高く、負担は低く、スケールメリットを働かせてというように、どこの市町村でも説明があったと思います。

実際、新市の行政サービスの内容が負担増になるという新市において統一するというような内容が多くなりますと、新しい市誕生後の新市民は、随分合併前とは内容が違うんじゃないかというような考えにならないかな、新市において統一されるということは当然あってもよろしいけれども、住民負担という点の軽減ということは、統一する際にも十分ご配慮いただきたいものだと思います。

○柳田会長

ご意見として伺ってよろしゅうございますね。

そのほかございませんか。どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

節目ドック、一泊ドック、脳ドックもどの線に合わせるか分かりませんが、一応対象者を決めて助成金額をそれに付けていくという、そうした判断のもとでの統一ということだと思いますが、その辺は一般ドックの方も国保事業からすべて一般ドックの方に広げることですが、この辺の今の岩城町の議長さんからも話がありました、どのくらいの負担といいますか持ち出し、行政側の持ち出し、どのくらいになるのか、もし、分かりましたら教えていただきたいと思いますが。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

はい、お答えさせていただきます。

ドックにつきましては、国保でやられている国保対応だけの町について、一般にすることによってかなり増えるのではないかとということで、分科会、専門部会の方でも、実際、本荘由利、一部秋田市の方の活用もされているところもありますけれども、そちらの方々も受け入れ可能かということで人数的なものも、試算になりますけれどもどのくらいになるのかということで話しております。

概ねは、3,000人ぐらいまでの増加であれば大体各医療機関等で受け入れられるのではないかとということで話をしております。

そして、金額の方なんですが、これについてはまだ調整中ということで、金額の方はどのくらいにするかということで話をしている段階では、全体の中で負担割合を大体3分の1ぐらいということにいたしますと、ドックの方のBドックというのを使用すると約2万7,000円前後ということでございましたので、1人9,000円の負担ということで試算はしております。3,000人になりますと、いろんなケースがございますので、大体3,000人の増になりますと6,000万円ぐらいの増になるのかというところで試算はしております。

ただし、その中で、現在、基本健診等で行っている方々が基本健診ではなくてドックに移るといような方々もございますので、基本健診にかかっている分がその分減っていくということも兼ねあわせまして、試算の中では、約2,000人の方々は基本健診を受けている方々がドックに行くと、1,000人の方々がドックの方に行くととなりますと3,000万円ぐらいの負担増になるというような形での試算はしてございますが、これはこのあと自己負担の単価等が決まりますと、また動くような形になるというふうに考えております。分科会等で話し合われている内容はそのような内容で話しております。

以上でございます。

○柳田会長

いかがでしょうか。

○村上 亨委員(由利町)

節目ドック、一泊ドック、脳ドックについては、これからということですか。

○柳田会長

はいどうぞ、事務局。

○事務局

一応、節目ドックについては40歳・50歳という節目になるところでの対応ということで、働きかけをその節目のときにはしっかりとってもらうということで、それらも含んだ内容で試算してございます。

なお、脳ドックについては、負担割合はかなり低めに抑えるべきではないかということで低めの部分で試算してございますので、金額等はまだはっきりしたところを出してございません。一般的なドックが増えた場合ということで、節目なんかも含んで考えておりました。

○柳田会長

はい、眞坂さん。

○眞坂孝衛委員(鳥海町)

鳥海町の眞坂です。

すべての物事は新市において調整するとかという言葉がありますけれども、これは先送りするだけのことであって、これ、新市においてすべてを決めるということになれば大変なことに成り兼ねないのではないかなという心配があります。従いまして、決めておくことができるものについては、きちっと決めて新市に移行するというような形にした方がいいのではないかなという提案でございます。

○柳田会長

ただいま、意見であります。決められるものであれば決めるという趣旨には、これは協議会としても変わらないことだと思いますので、眞坂さんのご意見、意見として承りたいと思っています。ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第 41 号の「保健衛生事業の取扱い(その2)について」は、確認をいただいたものと決定いたします。

次に協議第 42 号の「農林水産業関係事業の取扱い(その1)について」、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、農林水産業関係についてご説明いたします。

28 ページをお開き願いたいと思います。

協議第 42 号「農林水産業関係事業の取扱い(その1)について」、ご説明いたします。

農林水産業関係の事務事業については、(その1)と(その2)に分けて提案することにしております。

今回提案する内容は、(その1)として土地改良、林業、水産関係事業であります。

(その2)については、農業、畜産関係等を予定しておりますが、次回以降に提案する予定であります。

調整内容を申し上げます。

(1)土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。但し、現在実施中の事業は、事業完了まで現行の受益者負担割合を継続する。

(2)農地、農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。

(3)市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

(4)内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。

(5) 漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し、新市において管理する。

また、漁港の占用施設は現行のとおり新市に引き継ぐ。

という内容でございます。

30 ページ、31 ページの土地改良事業であります。各市町の国・県などそれぞれ現況の負担割合を記載しております。国・県の補助率は、事業メニューにより定められておりますので、それに対応する各市町の補助率によって受益者の負担割合が決まっています。土地改良事業を実施する場合の受益者負担については、土地改良法において、その事業により利益を受けるものから費用の一部を分担金として徴収することができる旨の条例を各市町で規定しております。各市町同様の受益者負担割合となっている事業もありますが、公共性の高い事業については、その都度調整が必要ということで、町の補助率が未定の事業もあります。これら土地改良事業の調整方針は、受益者の負担の均衡を図るという観点から、負担割合を統一する旨の調整をしておりますが、各市町では、これまで年次計画により事業実施してきており、受益者負担については段階的に調整していくことが必要であるとのことから、調整方針は新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整するという内容であります。但し、各市町において現在継続中の事業については、その事業が完了するまで現行の負担割合を継続するという内容の調整方針であります。

次に、32 ページ・33 ページの農地農業用施設災害復旧事業であります。

国の通常の補助率は、農業用施設災害が 65%、農地災害が 50%と定められております。但し、被害が甚大である場合は補助率増嵩の措置が講じられます。これも先程の土地改良事業と同じく、各市町の補助率の大小により受益者負担割合に差異が生じます。また、これら災害復旧に係る設計書作成のための費用負担や、その下の単独の災害復旧事業についても差異があります。これらの災害復旧に対する支援は、農地や農業施設の維持を図るとともに、均衡ある負担割合とするため、調整内容は新市において受益者負担割合を統一するという内容であります。激変緩和措置として、ある程度の期間内に段階的に調整を図っていくということで、調整方針は新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整するという内容であります。この段階的に調整する場合の期間や負担率などについては、今後、分科会及び専門部会などで具体的に検討していくこととしております。

次の市町村森林整備計画であります。この計画は、市町村における森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採、造林などの森林事業に関する指針を定めているものであり、市・町が5年ごとに作成する10年間の計画であります。この森林整備計画は、新市として新たな計画を策定しなければなりません。策定については現計画が地域の実情に応じた最も適切な計画であることから、基本的には現計画を引き継いだ内容になるよう新計画を策定するという内容であります。但し、新計画策定までの間は、現在の各市町の計画によることとしたものであり、調整方針は、新市において現市・町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ、運用するという内容であります。

次に、34 ページと 35 ページの内水面漁業振興であります。ここでは放流事業を取り上げております。

放流種は各市町の地域性もあり、アユ・イワナ・ヤマメ・サケなど様々であります。また、事業主体も町や漁協、生産組合など各市町により差異があります。これらの事業につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において放流種や事業費の調整を図っていくことで調整しております。

次の漁港管理であります。現在、本荘市で管理している松ヶ崎漁港、西目町で管理している西目漁港があります。岩城町の道川漁港は県の管理となっております。ここに括弧書きしてありますように、平成 18 年より一部新市で管理する部分があるということで、現況に記載しております。



漁港の管理についての調整方針は、西目町の管理条例を基本に調整することとし、新市で管理するという内容であります。また、漁港の占用施設である松ヶ崎漁港の活魚センターは、現行のとおり新市に引き継ぐという調整内容であります。

以上であります。

○柳田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

○三浦 稔委員(岩城町)

岩城町の三浦ですけれども、市町村の森林整備計画について、質問したいと思います。

先程の事務局の説明で、平成13年度の中で、それぞれの市町村で計画立てたものを新市に引き継ぐということでしたけれども、一応13年度策定して10年間の計画の中で5年ごとに見直すということですが、一応5年とすれば、17年度合併後、即新しい策定、または見直しを図らなければいけないんですが、いずれそういう考え方で森林整備計画の方が進むのか確認したいと思います。

○柳田会長

事務局。

○事務局

お答えいたします。

ただいまの質問のとおりでありまして、17年でちょうど切れますというか、5年毎の計画になりますので、その後、新市として、内容的にはあまり変えないというか、今の計画が各市町に適している計画であるということで、内容を大きく変えないで、そのままのような形で新市の計画として新しいものにしたいという調整内容であります。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○三浦 稔委員(岩城町)

特に造林関係、それから緊急間伐における事業ですけれども、今年、補助金が大幅にカットされたということで、各市町村、また、林業関係の方が、事業が計画できないということで大変困っているような状況だと思います。いずれそういう意味からいって県の考え方、また、国で示すような状況の中で、各市町村の対応、説明、その他がいろいろ聞くところによれば、かなり不足している面があると思いますけれども、今後そういう計画の中でどう進んでいくものか、その辺もあわせてお願いします。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

ただいまのご質問でございますけれども、施業計画等につきましては、引き続き、これは緑地保全という意味からもやっていかなければならないと。それにつきましては、どうしても経費がかかります。それで、補助金等につきましても国・県の方に要望しながら、やはり森林の健全な保育、育成ということは、緑地保全という意味もございまして、それから、水源涵養という意味もございま

すので、そういう面で施業計画は山林に合った施業計画を立て、それに合った施業を行えるように国・県の方にも要望していきたいと思っております。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○三浦 稔委員(岩城町)

もう少し積極的に働きかけをお願いしたいと思います。

また、町有林を新市に引き継ぐということですので、やはりそういう面のプラン、策定プランをきちっとしていかないと、広大な面積ですので、今でもこういう状況の中で、ますます計画がずれていく可能性があるし、また、今、国の環境庁の絡みから自然環境の絡み、いろいろ大幅に変わっていくような状況だと聞いております。それも含めて今後の計画の中で積極的に新市の中に取り入れてもらえれば有難いと思いますが、よろしく申し上げます。

○柳田会長

はい、大変貴重なご意見賜りました。そういうことで、これから新市においてもその趣旨に沿ったような活動をしなければならぬだろうと思います。

ほかにございませんか。どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

由利町の佐藤でございますが、土地改良事業についてちょっとお尋ねしますが、この1番、2番について、すべてが段階的に調整するという言葉になっておりますが、例えばこの資料の中に各市町の単独の事業もございます。それぞれに補助率も違いますが、こういうものは合併、即統一したものがなければだめなのでないかなという感じがしますし、それから、もちろん現在施行中のものについては、補助率等現在のもので進むわけでございますが、特に補助事業などは、これもほとんど変わらないと思います。

2番のこの災害復旧についてちょっとお尋ねしますが、施設 65%、農地 50%の補助となっているわけですが、補助率増嵩などで補助率が変るといような場合も当然出てくるわけです。そういう場合、その年度年度によって調整を図っていくといようなことになるのか、おそらく今までは例えば5年後に起きたものと6年後に起きたものとの補助率が違って、やっぱり農家の負担というのはやむを得ないということでそういう負担をしてきたと思うんですが、特にこのことについては、例えば合併即災害が起きた場合、直接農家がすぐ負担をするといようなこととなりますので、何でもかんでも段階的に調整していくんだというのではなくて、この中にはっきり合併と同時にこうするんだと、統一できるものがあると思っておりますので、その点もう一度ご説明願います。

○柳田会長

今、国の補助体系、補助率、また県の補助体系、補助率、そうしたもので市町村の負担、それから、受益者の負担というものがここに表われている訳です。

国の方からすれば、公共事業の枠を狭くしようと、あるいは国の補助率を下げようという動きがあります。その意味で、事務局も段階的との意を含んでの説明であります。

ですから、継続事業について、例えば土地改良法あるいは補助要綱等に基づいて受益負担が決められて、現在継続しております。

それで継続事業のものについては、そのままということです。

今、国の方針が変わった場合どうするかといったことなども踏まえて段階的にという表現方法を使っておりますが、できるだけ今、統一できるものは統一すべきだと思います。その内容について、種々ありますので事務局もはっきりと答えられないことと思います。一つの例をとりますと、

例えば市道について、今、国が 50%、地元が 50%の負担なんです、これが県・国の負担がもし 40%としたらどうなるか。そうなっても必要な道路は、造らなきゃならない、土地改良事業の場合には、受益者負担がありますので、そのことについては現行で、このまま新市に引き継ぎますが、もし、国・県の補助率等に変化あったときは、どうなるかについては、新市における問題なんです。

ですから、新市において調整するということです。

私の意見が間違っていたら事務局で訂正してください。

まず、佐藤さん。

#### ○佐藤千秋委員(由利町)

この段階的という解釈ですが、非常に難しい役所言葉といえますか、法律用語みたいなもので、文章を書くときは非常に都合いいんですが、ともすると地域間の問題に発展する場合がありますように思います。

特に農家に直接すぐ関わるような単独の事業、ここの資料にもありますが、各市町の単独の事業というのは、これはまったく段階的も何も関係なく、すぐ決定しておくべきことだと思いますので、この点は今後、十分、事務局でも検討されるように望みます。

#### ○柳田会長

佐藤さんのただいまのお話、ご意見として伺いまして、事務局においても、そのことについて、十分研究しておくということで、ご理解いただきたいとこのように思いますが、いかがですか。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

#### ○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤でございます。

今の段階的ということに対して私も関連しますけれども、この受益者負担のもらっているところ、もらっていないところ、これは私は、おそらく高経済においては受益者が受益に応じて受益者が払うというのは、これは当然の原則なんだと私は思います。

しかし、いつも問題になるのは、受益者負担というのはどこに設定するかということ。各町においては公共下水道なんかもただのところがあるようですし、取っているところがあると。そういう意味で、このゼロから、段階的にこの受益者負担割合になるようにということですが、ここら辺の今までの町、地域、そうした受益に応じての考え方もあるでしょうし、そういうことは事務局としても今後、いろんな意味において慎重に対処していただきたいと。なぜならば、国庫補助事業だって政府と、やっぱり地方と、私たちがここまでやるとか、その意味と私は思うんで、その割合ということ、受益者というのは、これを多くなると何ていいますか、これはスピオバ効果と言いますか、そういうふうなこと、国がやれるもの、租税でやるもの、あるいは自分たちでやるもの、ここら辺は非常によく検討しながらやっていただきたいとします。

それから、西目さんがその次行いました、漁港の問題ですけれども、それはそれで基本ですから、それは私言いません。しかし、本荘にもあります。どれが基本にしていくのか、岩城さんにも漁港なんかあるのじゃないですか。そういうところを見て、今後どういうふうなことを漁港、骨組みをしていったのか、そこら辺の今までの経緯をお聞かせ願えれば幸いです。

幹事会の経緯とか何かいろいろありましたら教えてください。

#### ○柳田会長

それでは、事務局。

#### ○事務局

漁港の管理の関係ですけれども、漁港管理条例は今言われましたように岩城町、西目町、本荘市にありますけれども、分科会、専門部会等でいろいろ協議して、条例一つ一つ読み上げたわけではありませんけれども、まず、西目町の管理条例を基本という形で、そのままというわけではありません。

それを基本にして管理条例を作っていきたいという摺り合わせでありますので、ご了解いただきたいと思います。

○柳田会長  
どうぞ。

○齊藤好三委員(本荘市)

分かりますけれども、そうすれば、それに基づいて本荘とか岩城の漁港とかやるわけですか。それを基本にして。別に西目町さんが悪いって私言っているんじゃないですけれども、そういうふうな基本があると。そういうものに近づけていくと。漁港の基本というのは何かあるんでしょうか。例えば人口なんぼとか、例えば漁船が何ぼ出て出るとか、あるいはそれで営業しているその漁港生産部とか、いくらだとか、そういうことあるんでしょうか。

○柳田会長  
はい、事務局。

○事務局

管理条例というものは、今先程も説明しましたけれども、本荘市と西目町にございます。岩城町は、県の施設でございますので、まだ岩城町としての管理条例はございません。そういう中で、管理条例というのは大体似たようなものなわけです。その中で、どれぐらいの使用料を取るのかとか、いつ開設しているとか、そういうのを書いているわけですが、西目町の条例を基本にしましょうと。じゃあ、本荘の条例とどれぐらい違うのかと、そんなに違いはないです。違いはないところなんです。西目町の管理条例を基本にしましょうと。あと、荷揚場などについていろいろ書いたり何だりしていますが、そこら辺は、どちら側の表現として分かりやすいかというようなことで摺り合わせをしておりますので、あえて片方の条例が悪いからとかということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○齊藤好三委員(本荘市)  
どうもありがとうございました。

○柳田会長  
ほかにございませんか。  
はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)  
由利町の村上です。

先程、私どもの佐藤委員からお話ございましたけれども、例えば国の政策、補助金が云々ということではなく、今まで例えば農業用施設災害復旧工事等でも、国は例えば65%とみんな決まっているわけですが、その中で岩城町さんは施設災害、農地災害についても受益者がゼロ%、それから西目町さんも、どちらもゼロ%です。それから本荘市さんは、受益者がゼロ、災害の方は50%になっていますが、そのほかの地区については10%か15%、烏海町さんは20%になっております。こうしたことの、要するに町負担によりまして結果的に受益者に負担がなくなるという

ころと、なくならないところと、そうしたことが不公平感、地域によって、もし市になっても残るとすれば、これはやはり住民にとって、特にこの場合は農家にとってですが、大きな問題となり得る問題ではないかと。そのことについて、やっぱり新市までにきちんとした形をとるべきだということだと思いますが、その辺はお願いというよりも、そうするのが妥当だと思いますが、その点についてお伺いしたいと思います。

○柳田会長

今、事務局が答えますが、継続については現行で、新規については、統一をして調整をするということだと思いますが、幹事長。

○鷹照幹事長

幹事長を務めております、本荘市の助役の鷹照でございます。

先程の佐藤議員さん、それから村上議長さんの質問でございますけれども、段階的という言葉を使っているので、ちょっと他の文言とちょっと異質に感じたということで質問されたと思いますけれども、農地災害につきましては、いろいろと国の補助率は確かにお説のとおり決まっております。

受益者の負担の割合を統一する方法として、速やかにという言葉を使用できれば最善なわけでございますけれども、その辺のところの団体、ほかのところのいろいろな関係との突き合わせもありますので、できるだけ速やかにという意味を含めて段階的にと申し上げましたので、本当の気持ちとしましては、速やかにということは占めるウェイトが大きいございますので、その辺のところをご理解お願い申し上げたいと思っております。

○柳田会長

村上さん、いかがですか。

○村上 亨委員(由利町)

あまりこれにこだわっていると、いろいろ問題が深くなるかと思いますが、要するに新市までにこれは統一できるもの、した方が妥当だということは、きちんとそれは速やかに、段階的という言葉よりも、要するに合併時点までに受益者負担は増にするなら増にする、そういうふうに決めるべきではないかと、そういうことです。どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、ご意見として伺いました。ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。どうぞ。

○佐藤 實委員(矢島町)

矢島町の佐藤でございますけれども、この土地改良事業につきましては、ここに書かれておりますように、国なり県なりの事業におきましては、大変横並びのこの補助ということで、これは他を参考にしながら、その行政がタイアップしたものだと思いますので、そんなに差異はないと思います。

ご承知のとおり管内の土地改良の運営につきましては、行政が直轄のところ任意団体のところに、まちまちだわけでございまして、こうした事業に対する補助金も大切ですが、やはりその組織の運営にあたる対応というものが今かなりその行政管内で差があるだろうと思われま

す。  
今後そうしたことで、どうこの土地改良の仕組みを考えているのか、特にこの土地改良も市が一本になりますと合併の声も出るだろうと思っておりますけれども、大変そうした地域間格差があるもの

ですから、1つの自治体に2土地改良区あったり、3土地改良区あったりということで、水系なり農地関係なりの分割された今、区域になっているわけです。

そうしたものを見ていくときに、その町においてはかなり下支えをしておるとい町もあるわけですし、そしてこの農地災害というのは、本荘市のように平坦なところに比べますと山間を持つ地域が非常に災害率が高いのではないかなということもあるわけです。

そうしたところを考えていくときに、これからの土地改良のあり方と同時に、組織のあり方と同時に、行政の対応されているものがそのまま残るのか、そこら辺の議論はされたのか伺いたいと思います。

#### ○柳田会長

佐藤さんのご尊父様は、かつて土地改良区の理事長として、大変ご貢献された方でございますので、改めてご尊父に敬意を表したいと思います。

その意志を引き継ぐ佐藤さんのご質問、本当に土地改良を分かってのお話だと思います。

土地改良区の組織、今それぞれ、様々あるわけですが、土地改良という法に認められた団体でございますので、行政として、こうせ、あせいととはなかなかできないが、指導はいたします。

しかし、土地改良とは、農業の基盤を作るというふうな角度からして、土地改良区の果たされた役目というのは非常に大きなものがあります。

今、佐藤さんは、平場と山間地では同じ農地災害にしても違うよということをおっしゃられたわけですが、十分そのことについては、意を用いなければならないと思います。

また、土地改良区にもそれぞれ事情があるでしょうが、これから、どのようにされるのかは、大きな問題であろうかと思えます。

今日は、1市7町の商工会の合併の調印式が、5時に控えております。商工会にとっては、今日はめでたい調印の日でもございます。

土地改良区もすぐに一本化はできないにしても、将来、市町村合併の動きと併せて、合併について前進させていくべく国の方も県の方も指導しているわけでありますから、佐藤さんのご意見を十分汲みとり進めていかなければならないことかなと思います。

事務局、何か私あまり言い過ぎたけれども、何かありますか。

佐藤さん、どうぞ。

#### ○佐藤 實委員(矢島町)

どうもありがとうございます。それで、この書かれているものには、これから段階的なり速やかになり統一を図るといことですのでけれども、私は、やはり一つのそのこの窓口にいるものとして、やはり今現在、各自治体の方で面倒をみられている姿がどう変わるのかというところが、やはり一番気にかかるところでございます。

特に直轄、行政が直轄でいろいろ事業を進めながらやっているところもあるし、土地改良自らの構成の中でやるところもあるし、そうしたものを絡めあわせていきますと金銭的にかなり開きもあるし、持ち出しもされていると思うので、そこら辺の議論がなされたのかとお聞きするのでございます。

#### ○柳田会長

はい、議論をなされたかどうか、事務局の方にお答えを願います。

#### ○事務局

ただいまの、要するに受益者負担を含めての、それから公的負担の問題につきましても、すべて協議をいたしました。そういう中において、速やかに一本化するのが一番良いわけですが、農業は基幹産業であります。そういう面からいまして、それぞれの市・町で今まで必要で

あつていろいろと助成なり何なりをされてきたもの、それを一気に変えるというのは、逆に今まで利用されていた方々から急に一気に負担がなくなるのであればいいでしょうけれども、そうもいかないということで、段階的にということをつけ加えさせていただいたということでございます。

なお、行政だけでやっている部分もあるというお話ありましたが、そこら辺もすべて検討はしたものでございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○佐藤 實委員(矢島町)

検討したということですが、検討された場合は、ここに何かの言葉なり出てこないと分からないわけですので、これはやはり地元の農家の皆さんにすると、今かなり土地改良区というものの負担金を出しながら維持され、そして行政からも手厚い援助をいただきながら、今管理されているのがほとんどの改良区だと思われまひます。検討されたということで、この数字とは別の項目になるのかなと思ひますので、あとで出るとすればその機会にいろいろ見せていただきたいと思ひますけれども、そこら辺の見通しについて伺いたいと思ひます。

○柳田会長

土地改良区も昔は耕地整理組合、そして今は、土地改良区、国としても大変力のある土地改良であります。

土地改良事業は、戦後の日本を背負つて立つてきたという自負もあつて、土地改良区の皆さんには大変、誇り高いものを持っています。

そういう意味でも私は、この土地改良区に関するこゝと、農地用等に関するこゝについては、土地改良区の理事長や役員の方々に意見を聞くこゝが必要だろゝと思ひます。

事務局の対応について私も伺つていませんが、今申し上げた考え方で進めてまいりたいと思ひますので、ご理解お願いいたします。

ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、ないようでありますので、協議第 42 号の「農林水産業関係の事業の取扱い(その1)について」、確認いただいたものと決定いたします。

それでは、3時を休憩の目安にしておりますので、今3時になりましたから、こゝで暫時休憩をいたします。

今日は、傍聴者も大変多くて、向こうの方が込み合ふと思ひますので、それでは3時 15 分までを休憩といたします。

午後 3時04分 休 憩

.....  
午後 3時15分 再 開

○柳田会長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、協議第 43 号の「社会教育事業の取扱い(その2)について」、事務局から説明を願ひます。

## ○事務局

本日の資料 36 ページをご覧ください。

協議第 43 号「社会教育事業の取扱い(その2)について」説明いたします。

社会教育事業の取扱いについては、10 月 27 日、東由利町で開催した第9回合併協議会で、(その1)としてスポーツ関係事業について確認をいただいておりますが、今回は生涯学習活動等に関する内容について確認をいただくものでございます。

調整内容といたしましては、

- (1) 社会教育関係の各種委員については新市において新たに設置する。
- (2) 社会教育中期計画については新市において策定する。
- (3) 図書館については現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において必要な調整を図る。
- (4) 成人式については、新市において統合して実施できるよう調整を図る。
- (5) 各種教室・講座等については、住民の要望等を考慮し、現行を基本として新市において調整を図る。

となっております。

なお、資料につきましては 38 ページから 43 ページまでとなっておりますが、最初に 38 ページ・39 ページをご覧ください。そちらには各市・町の社会教育委員、公民館運営審議会、生涯学習奨励員の内容を掲載しております。社会教育委員と公民館運営審議会の委員については、特別職の職員の身分の取扱いについてで、必要のあるものは新市において設置するという確認をいただいておりますが、公民館運営審議会の設置には各市・町において差異があるため、関連する社会教育委員とともに改めて確認をいただくものでございます。

39 ページの具体的な調整方法をご覧ください。社会教育委員については、新市において新たに委嘱するという調整内容で、新市において1つの社会教育委員会の会議を設置する考えでございます。

また、公民館運営審議会について、現在設置していない矢島町と西目町については、平成 11 年の社会教育法改正によりまして、公民館運営審議会の設置が義務設置から任意設置となったことから、社会教育委員との関係等を考慮して設置をやめております。新市におきましては、社会教育委員の会議が新市におきまして一本となることから、各市・町単位に活動する公民館活動について、地域の実情と住民の要望に対応した活動ができるよう公民館運営審議会を各公民館を基本として設置するという調整内容としております。

次に、生涯学習奨励員については、各市・町で生涯学習活動の推進役として設置し、住民の要望に応えるよう活動を行っておりますが、定数や報償について差異がございます。

調整内容といたしましては、現市・町単位を担当地域として活動するように生涯学習奨励員を委嘱し、現在各市・町で組織されております協議会につきましては、新市において1つの協議会を設置するという調整内容でございます。

なお、名称について 38 ページの本荘市の資料の欄をご覧ください。本荘市では名称を「生涯学習推進員」と呼んでおります。他の7町では「生涯学習奨励員」と呼んでおります。秋田県全体では「生涯学習奨励員」という呼び方が一般的であり、県も「生涯学習奨励員」として対応していることから、新市におきまして「生涯学習奨励員」として委嘱するよう専門部会等で調整してございます。

40 ページと 41 ページの上段に掲載しております社会教育中期計画については、現在、本荘市、岩城町、由利町、大内町で策定されておりますが、他の町では策定されておられません。この計画は、社会教育の指針となる計画であることから、新市におきましては社会教育委員を中心に、新たに新市としての計画を策定するという調整内容となっております。



図書館につきましては、現在、本荘市、岩城町、由利町に設置されておりますが、各図書館とも地域に密着して運営されていることから、調整内容としては、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において図書館相互の連絡体制や運営等について必要な調整を図ることとしております。

なお、図書館以外でも公民館図書室や大内町の出羽伝承館など図書を扱っている施設が各町にはあることから、新市においては一体的な図書ネットワークの整備等、住民の要望に応える体制整備も進めるよう調整を図ることとしております。

成人式については、現在、各市・町で実施されておりますが、対象者は年々減少しております。平成15年度の成人式参加者は、1市7町で約1,000人となっております。新市においては、新市を担う若者の一体性の観点から、1カ所に統合して実施できるよう調整を図る内容としております。なお、開催期日については、現在、本荘市と西目町が1月開催、他の町は8月開催となっておりますが、日程や内容の調整について、成人式対象者で組織する実行委員会等の設置も含めて、新市において調整を図るということとしております。

42ページ・43ページには、各市・町が公民館活動等で実施している各種教室・講座等の内容について掲載しております。

なお、各市・町の社会教育分野で対応している活動では、教室・講座に限らず地域に根差した多様な活動や事業を実施していることから、現況資料は幅広く掲載しておりますので、ご理解下さい。

公民館活動や生涯学習活動として実施される各種教室・講座等については、各市・町の事情や地域性により、住民の要望を踏まえながら実施されてきた経緯を考慮し、現行を基本として実施いたしますが、新市の一体性の観点から新市において必要な調整を図るというような内容としております。

以上でございます。

#### ○柳田会長

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

#### ○前川 侅委員(岩城町)

岩城町の前川ですけれども、成人式についてお伺いしたいわけですが、ここにありますように成人式については新市において統合し、実施できるよう調整を図ると、こういうことでありますけれども、私は、即統合ということじゃなくて、当分の間は、現行のままだでもよいのではないかなというふうに思います。

といいますのは、やはり1カ所でやるとすれば、出席者が少なくなるということも懸念されますし、あるいはこの成人式というのは、どちらかといいますと、同級生が久しぶりに会うということで同級会的なところの要素も非常に含んでおるということで、即統合して一緒にやるということじゃなくて、当分の間は現行のままでやると。後に調整するというのもいいのではないかなと思うわけですが、そのところはどうか考えておるのかなと、こう思います。

#### ○柳田会長

ほかに、この成人式に関してのご意見ございませんか。はい、松田さん。

#### ○松田 訓委員(鳥海町)

鳥海町の松田でございますが、私も今発言されました岩城の前川さんとやや同じ意見でございます。と申しますのは、やはりそれぞれの地域で各町ごとに、市はもちろんでございましょうが、いづれみな成人者の代表者に来ていただいて実行委員会を作って、その意見に従ってまいってき

ていると。ある意味では同級生も含めて、非常にこの、学校を卒業してから初めての大人の世界での第一歩でございます。

最もこう近いもの同士、あるいはその地域の文化に触れながら、非常に意義のある成人式を今まで実行されているわけでございますので、ただこれが統合なりますということで、一挙にある意味では、駐車場もあるかないか分かりませんが、いずれそういう場所にさせていただいてやるということよりも、やはり地域地域で工夫された成人式であってほしいと。もしこれを同じ市の人間として将来を語り合うとすれば、式はいろいろと帰省しながら参加する方もおりますので、時期の問題もでございます。同一にするということは大変なことでございます。今までそういう意味では、地域によっては時期が違います。一市まとまって青年の意見を聞くとすれば、それはそれで別に、式とは別に新成人の集いというような形でいろんな意見を新市にむけて、若者の考えを吸い上げることもできると思いますので、まさにこれこそ当分の間でも結構でございますけれども、ある意味では現状のままで、現行のままで行われるのが非常に、あまり失われるものもないんじゃないかという気もいたしますので、十分検討していただきたいと思います。

以上です。

#### ○柳田会長

これに関連して、何かほかにございませんか。

ただいまの意見は、現行というようなことで、いずれあとで統一するにしても現行のままでと。それからもう一つは、新成人になる人に聞いて、それから決めてもいいんじゃないかと、こういうことだったと思うんですが、ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

#### ○齊藤好三委員(本荘市)

本荘市の齊藤でございます。

今いろいろ意見もございましたけれども、私はやっぱり新成人は、同じところでやるべきでないかという考えを持っております。もちろんいろいろな考えもありましょうが、これは私たち主催する方といいますか、行政側のサイドといいますか、そういう市民サイドから言っているわけでございますけれども、現に新しく成人を迎えられるのはその人方自身です。この21世紀を歩んでいくその人方の意見、実行委員会で、やっぱりこれは一緒になった方がいいとか、やっぱりこれはおかしいんでないかとか、そういう話を出しながら、その中でまたいろんな検討を出していくことも私はいいのでないかと。いずれこれ、もしそういうようなことがあったとしても、段階的という言葉がさっきもありましたが、段階的に調整していくとか、いろんな形の中で言葉もあれですけども、そういう話もやっぱり聞いてみる必要もあるんでないかと考えております。

日にちのこともありましょうし、同じ日にやるとしたら、片一方は1月、片一方は8月、片一方は何日なくて、やっぱり同じ一つのまちが新しいまちとしてやっぱり生きていくためには、そういうような新しい方々の意見もその中で一緒になって話し合うということが私は大事だと思います。

今、早急とかとは言いません。そういうふうな意味で考えていただければと、こういうふうにして思います。

以上であります。

#### ○柳田会長

ほかにございませんか。

新市で一つの市になったんだから、一緒にとというのは、例えば学校は別々ですから、新市になった場合に成人式が同一会場でということは、まちは一体感が出たなということの意味では大事なことだと思います。

秋田が32万都市であっても1つの場所でやっています。

駐車場のこと、これは抜きにして。

また、冬の1月にやっているところと夏場にやっているところもあります。

ですから、その成人になる方々が、どの時期がいいのか、会場がどうあればいいのか、意見を聞く必要があるんじゃないかなと思います。幹事会の方ではどういう意見だったんでしょうか、ひとつ、論議されたことがあったら発表してください。

#### ○鷹照幹事長

各分科会、それから専門部会を経て幹事会で議論されましたことは、専門部会、分科会では統合して実施するというふうでございますけれども、今皆様からおっしゃられましたことも十分考慮に入れまして審議いたしました。

当分の間ということも考えたのでございますけれども、いろいろ若い人に、そういう意見を聞いてみて、そしてどういうふうなあり方が一番良いかということも必要でないかなということで、時間的な調整を今ひとついただきたいと思っております。

以上でございます。

ただ、この文言で成人式においては、新市において統合して実施できるよう調整を図るということも話し合いをいたしております。

#### ○柳田会長

はい、どうぞ。

#### ○松田 訓委員(鳥海町)

本荘市の議長さんの言われることも当然のことです。これはひとつの建前論として当り前のことでございますけれども、しかしそれを超えて、やはり地域の文化もきちっとお互いに絆を深め合わなければいけないということも非常に大事なことでございますので、ここに統合して実施できるようにするという前文を出しまして、若者の意見を聞く、実行委員会でやる、でもやっぱりこれに固執してしまうとか、そういう方向にもっていかれる可能性がありますので、もし本気で若者の意見を聞いて、それから実施するとすれば、この文言はこれは適当でないなど、こう思いますので、いかがでしょうか。

#### ○柳田会長

ほかに、これに関連してご意見ございませんか。

今のご意見は、統合してというのに引っかかる場所です。

ですから、これを外すと松田さんは分かりましたということになりますが、これはさっき申し上げましたように、やっぱり成人になる方々の希望するものがあると思うんですよね。ですから、それはやっぱりお聞きして、もう間もなく成人式です。

本荘の場合は1月11日、もう間近に控えています。

ですから、西目町は別にして、ほかの町においては、お盆の頃までないわけですから、十分意見を聞いてみたいと思います。

この統合ということも事務局としての考え方は、新市だから、ここで一度、学校がばらばらだったんだけれども私たちは市民だよと、成人を祝うというのは一カ所に集まってというふうなところに意義があるという認識だろうと思います。

遠いところもあるよといった場合に、そうすると秋田は、32万人で一カ所に集まっているんだからやればと、いやいや今そう急に言われたって少し時間をかけてと、こういうこともあるでしょうし、このことについては、成人になる方々、あるいは経験された方々また、これから成人になられる方々からの意見を聞いて集約、検討したいと思っておりますので、ひとつそれでご理解いただけませんか。

○松田 訓委員(鳥海町)

理解することはできません。

最初から理解していますけれども。ただ、こういう形でやりますと、私は今までのいろんな形で成人式の実行委員会もありまして、まず最初にこうした形を出しますと、そうすればそれでいこうという形になる方向が見えているわけです。

従って、こここのところを本当にそういう声を聞いてやるんだとすれば、私は少し、あんた方がこの結論を出すんだという形のものに文言を改めていただきたいなど、こう思います。

むしろ与えてやらせるよりも、若者には自分たちで新しいものを築き上げる、そして最初から一緒だということよりも、いろいろ話し合いをして、そこで結束していくということも一つの過程の中では大事なんじゃないかなと、これが青少年を理解するより大事なことと思います。以上です。

○柳田会長

どうぞ。

○遠藤忠平委員(東由利町)

東由利町の遠藤ですけれども、今、成人式のことでも議論になっておりますが、私どもの町では大分前から、全国的に成人式のあり方が問題なってきたときから、主催はどこなのかということも論じております。

ということは、一方的な行政の中で集めて成人式をやるというのは、今の時代に即応したやり方なのかということも検討した結果です。

2、3年前から成人者が実行委員会を作って、もちろん行政も入るわけですが、夏の成人式が終われば、次の成人者が実行委員会を作って1年間検討して、どのような成人式にするかということも論じて、そして成人式を行っております。

そのものの考え方でしょけれども、新しいまちになったから一カ所に集まってということも大切かなと思います。思いますけれども、やはり一方的な行政サイドで一カ所でやるんだよと、こういう流れの中で式をやるんだよというのはいかがなものかなと。

東由利の成人式を見ていて、うまくやっているなということでもひとつ皆さんにも東由利方式でいいのではないかなと、こう思うわけで、成人者に実行委員を作ってもらって、進め方を検討したらいかがなものかなと思います。もちろん行政も入ってしかるべきです。

以上です。

○柳田会長

はい、そのほか。茂木さん、

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。

この文章からいきますと、今いろんな成人者の意見を聞いて単独でやるのか一つまとまってやるのかということなんですけれども、この文章からいきますと統合してということなんです。そうしますと、当然松田さん言うように、どこで主催するかというと、やっぱり行政側で主催をするんですね。だとすれば、この文章は統合という部分を除いて何か若者たちとか、成人の人の意見を聞きながらやるんだけれども、統合の部分は少なくとも取らないと、今、東由利さんなり鳥海さんなり私の言っていることが通らなくなる可能性が大ですので、何とか変えていただきたいと思います。

○柳田会長

ほかにありませんか。どうぞ。

○鈴木澄夫委員(西目町)

西目町の鈴木ですが、この統合というところで問題になっているわけですが、例えばこの統合を外して、その地域に配慮してとか何とか、そういう文章にしたらどうですか。

○柳田会長

これは事務局で検討してください。この次まで。今の意見を配して……、ここで新市において調整を図る…、結構なことなんだけれども、もう新市たつてすぐですよ。どうぞ。

○今野義親委員(鳥海町)

鳥海町の今野です。

うちの方は今、8月の15日にやっております。これは確か昭和43年頃だったと思います。それまでは1月15日にやっておりました。どうしてその8月にやるようになったかという、やはりこれは成人の方からこれはいろいろと問題が起きてしまったわけでありまして。その理由としては、まず冬だと都会の方に行かれていた方がわざわざその成人式のために帰ってこなきゃいけないということで、鳥海の場合は、雪が多いということで大変だということが一つ。それから、冬でありますと女の人は晴れ着を着る、男の人もしろんなこの立派なものを着なきゃいけない。夏だと軽装で成人式に参加できると、こういう意味から鳥海町では8月15日にやっておると、こういうことであります。

ですから、今回も、ここの統合のところは現行ということでもいいんじゃないでしょうか。このまま何年かやっていきますと、どうもおかしいと思えば、これから成人なさる皆様方が、いや今度は統合してやりましょうという、そういう言葉が出てくるはずであります。ですから、あえてこれは我々が今ここで決めなくても、現行では是非やっていただきたいと思っております。

○柳田会長

これはさっき松田委員にもお答えしましたけれども、成人になられる方々、各町から代表何人かずつ集まっていたいただいて、意見を伺う、事務局が意見を伺って、その上でいつがいいのか、検討されるのが一番いいんじゃないでしょうか。

私たちは、とくに成人を終わってしまった方々ですから、成人になって間もない人や、これから成人となる人の意見を尊重して決めるのが一番いいように思いますが、いかがでしょうか。

そういうことで何分ひとつご理解ください。

○茂木好文委員(矢島町)

そういうことでということはどういうことですか。新市において統合して実施できるよという文章を変えるんですか、変えないんですか。

○柳田会長

違います。これは今、この文章でなくて、今申し上げましたように、幹事会、あるいは事務局で、これからその成人になられる方、あるいはなつて間もない方、そうした方に何人か集まっていたいただいて、事務局で意見を聞くということで、ここの成人式の統合の云々は検討した上で変更があり得るということでご理解ください。

いいですか。

○村上 亨委員(由利町)

別の項目に、前段の方の社会教育委員等々3つ並んでおりますが、各市・町等に人数等ばらばらですし、報酬等もばらばらということです。何か社会教育法においては各自治体市町で、その条例によってそれを定めるということになっておるようですが、先程伺いますと、公民館運営審議委員の方は義務規定から任意規定になったということで、矢島町さんと西目町さんはそれを設置をしていないということのようです。

この辺、調整方法として社会教育委員は新たに委嘱するということになっておりますが、全部このばらばらの状態の中で、何かそうした一つの考え方が方針として社会教育委員に対してあるのか。

それから、公民館運営審議会に関しましても、各公民館を基本として設置するとなっておりますが、すると今現在、各町1市7町の、あるいは矢島町さんと西目町さんはないわけですが、これを除いた形で、それとも矢島町さんも西目町さんも公民館を設置して、そうした意味の各公民館を基本として設置していくと、住民要望に応じていくという意味なのかどうか。

それから、生涯学習奨励員というのも、これは別に法的根拠はないということのようです。県の生涯学習推進対策ですか、そうしたことから、施策ですか、そうしたことから、あと各町で要綱で定めているということのようですが、この点に関しましても各市町単位に奨励員を委嘱するということになっております。

この辺も具体的にばらばらの状況ですけれども、方針としては一つの、まず現段階の事務局段階での方針があってもいいかと思いますが、その辺お伺いしたいと思います。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

お答えします。

社会教育委員につきましては、各市・町の実情を、地域から数名ということで、まだ人数までは決めておりませんが、一つの会議になる程度の人数ということで話はしてございます。これはまだ人数は決めてございません。

公民館運営審議会につきましては、現在設置されていない矢島町、西目町につきましても設置する方向で調整を図っていくということで考えてございます。これは各公民館を基本にしてということでございます。

生涯学習奨励員につきましても、各市・町単位に活動できるような範囲ということで、1市7町の実情を考えますと、同人数になるような形で考えてございます。但し、人口の多い本荘市については、それ以上の形になるかと思えます。まだ詳しい人数までは決めてございません。この後、新市のスタートに向けて調整を図っていくというような内容になってございます。

以上でございます。

○柳田会長

ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ないようでありますので、協議第43号の「社会教育事業の取扱い(その2)について」は、継続協議ということで、確認をいただいたものと決定いたします。

次に、協議第44号「字の区域及び名称の取扱い(その1)について」と、継続協議中の協議第34号「新市の名称について」は関連がございますので、一括して協議いたします。

事務局の説明を求めます。

#### ○事務局

資料 44 ページをお開き下さい。

協議第 44 号「字の区域及び名称の取扱い(その1)について」ご説明をいたします。

8月に鳥海町で開催されました第7回の協議会で、現在の市・町名を大字として使用することを可能とし、別に協議するということをお話しておりましたが、前回の第10回協議会で、新市の名称決定の前に、この件を確認していただきたいとのご提案がございましたので、協議案件として提出したものでございます。

字、名称につきましては、合併時にできるだけ混乱を少なく抑えることが大事でございますし、現在の市・町の名称の取扱いについては、これまでも協議会の中でご意見が出されておりますので、これらのご意見を踏まえた内容で提案するものでございます。

調整内容を申し上げます。

(1)字の区域は現行のとおりとする。

(2)現行の字の名称の前に当該字の属する地方公共団体の名称を付することができるものとする。

という内容でございます。

(2)について、その例を申し上げますが、地方公共団体の名称を付することができると文章表現をしておりますが、地方公共団体の名称とは、〇〇町、あるいは、市・町の名を付けず〇〇の両方の意味を含むものをご理解いただきたいと思います。

従いまして、新市名称のあとに、現行の大字の前に「〇〇町△△字」とする場合と、町をつけず「〇〇△△字」とする場合の二通りを指すということでございます。

また、付することができるという内容でありますので、付さない場合には、新市の名称のあとにすぐ現在の大字名が表示されるというようになります。

ただいま、申し上げましたように3通りのパターンが想定されますが、いずれの取扱いにつきましても新市名称の決定後に、各市・町において検討をいただく予定としております。

なお、今回の取扱いを(その1)としておりますが、新市の名称が決定されますと、(その2)として具体的に現在の字名を出して確認をいただきたいと考えてございます。

協議第 44 号は以上でございます。

次に 45 ページ、協議第 34 号「新市の名称について」は、46 ページに第2次選定結果の5つの名称を記載いたしております。

以上でございます。

#### ○柳田会長

今、説明したんですけれども、分かりにくいと思いますので、ひとつの例として書きましたので、例も「〇〇〇」なんていえば、また分からないので、まず具体的に〇〇の代わりに今あるところを書いていきますので、そういうことでひとつ誤解ないようにして、ひとつの例として作っておりますので、皆さんのところに配布します。

それに基づいてもう一回説明させますので、よろしく願います。

渡りましたか。渡ったところで、事務局でもう一回説明してください。

#### ○事務局

説明の前に、今資料を配っておりますが、傍聴者の皆さん方にもお配りしますが、少々お待ちください。説明の方を先にさせていただきます。

#### ○事務局

それでは、ただいま、お配りした資料をご覧ください。

はじめは、地方公共団体の名称を付する場合の例でございます。

例の1は、大字の前に「〇〇町」と入れる場合でございます。この波線のところとご理解していただければ結構だと思います。

例の2は、大字の前に町は付けずに「〇〇」と入れる場合の例を示してございます。付するということにした場合には、例の1と例の2というように二通りがまず考えられるということでございます。

また、地方公共団体の名称を付さない場合ということで、例の3をあげてございます。

例1、2、3とも矢島町、岩城町という例を出しておりますが、50音順で大字名を出しまして、具体的にお示しをしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、例の1というところでご説明をいたしますが、現在の名称が「由利郡矢島町荒沢字荒沢1番地」というところがございます。その場合、例1とした場合には、「〇〇市矢島町荒沢字荒沢1番地」となる例でございます。

例2の方では、岩城町の例を読み上げますが、現在「由利郡岩城町内道川字新鶴潟 50 番地」となっておりますが、「〇〇市岩城内道川」というような例でございます。

3つ目の例3でございますが、この場合には、新市の名称のあとに現在、申しました矢島町でありますとか岩城町でありますとかの名称はつけずに、現在の大字の名称がそのまま表示されるというようなことでございます。

以上、付するとした場合、それから付さないとした場合の例をここでお示しいたしました。

以上でございます。

#### ○柳田会長

今のこの3案、例1・2・3ありますけれども、これについて皆さん方からご意見賜りたいと思っておりますが。

はい、どうぞ、成田さん。

#### ○成田正雄委員(大内町)

先の会議で本案を提案したのは、確か大内の町長さんだと思います。

そういう意味で町長さんからひとつご説明願いたいと思っております。

#### ○佐々木副会長(大内町長)

大内町の佐々木でございます。

11月の協議会で、この件につきまして私の方から新市の名称を決める前に、このことをひとつ決めていただきたいものだなという提案を申し上げました。

それで今回、この付すとか付さないとかというようなことで出されたわけでございますけれども、新しい市の名前を決めるためには、大変重要なというか大事なことでないだろうか、こう思います。そういうことで、何と言ってもやはりその地域の文化というか、地域性というか、特性というものを活かしていかなければいけないという、それこそ大多数のもとから、だけれども市町村合併をしていきたいと思いますというようなことであつたわけでございます。

やはり地域性というものを表面に出しながら、住所に用いながら、やはりこのものを新市の名称を決めていった方がよくないだろうか、こう思っております。

私の意見といたしましては、その例1番の方が非常にはっきりと、例えばうちの方の場合は「〇〇市大内町」というふうに町が入りますので、非常に分かりやすく、そしてまたそこで生活をしておられる地域住民の皆さん方もはっきりとその誇りを持ちながら日々の生活ができていくんでないだろうか、こう思いますので、例1の方をひとつ私からは提案したいなと思っております。

以上です。



○柳田会長

どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○佐藤千秋委員(由利町)

提案されております字名のこの文章を見ますと、名称を付けることができるものとするということは付けなくてもいいということにもなるわけですね。

そうしますと、付けた方が良いとか悪いとかという前に、一市全部そういうふうな考えになるのか、今の町単位、市・町単位でもいいのか、あるいは例えば一つの大字、例えば私、由利町の吉沢ですが、吉沢の集落が全員例えば付けたい、あるいは付けたくないとなれば、その集落だけでもいいのか、そういう考え方はこの文章からいきますとそうなりますよね。ですから、そういうことも考えながら、ただ、すぐ良い悪いでなくて、その範囲というものもあろうかと思えます。

その点、事務局ではどう考えているんでしょう。

○柳田会長

はい、事務局。

○事務局

字名の前に地方公共団体の名称を付することができるということで、これは勝手に、それともみんなが同じようにするのかというご質問でございますけれども、それぞれの市・町単位でご協議いただきたいというもので、必ず付けなければならないというものではない、付することができるという内容です。それで、それぞれの市・町ごとにご協議いただきたいと。

それから、佐藤委員さんからお話ありました1つの町、1つの市の中で付けたり付けなかったりすることができるのかと。今言われました由利町の場合、吉沢は由利町を付ける、それから川西は付けないとかって、それができるのかということですが、1つの市・町でそれぞれ違った字を付けるということは非常に混乱をきたすと思えます。

そういう面で、やはり混乱をきたさないように今の名前を分かりやすくするためということからいきますと、果たして妥当な選択になるのかなということをお話しておきたいと思えます。1つの町で付ける付けないは、これはできるわけですが、そうであつたらかなり混乱をまねくと思えますので、そこら辺はご配慮いただきたいと思えます。

以上です。

○柳田会長

はい、ほかに。

どうぞ、成田さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。

先の会でこれが浮上してまいりました。それはとりもなおさず、このあと決めようとしている新市名の関係からですけれども、何しろ今現在、5つの名称になっています。

私の思惑はこうだと、あなたの思惑はこうだと、いろいろあろうかと思えます。そうしたとき、一つの名称に絞られます。そうしたときのいわゆる激変緩和の一つになろうかと思えます。

また、今後将来、地域自治振興審議会、地域振興審議会、さらには自治組織というものがおそらく浮上してくると思えます。そうした場合、やはり現在の町単位、市、そういうものをひとつの区画にしてそうした地域が形成されると思えます。

いわゆる会議、あるいは運営委員会。そういう場合、大内とか岩城とか矢島地区とか、そういう名称を継承していければ非常にスムーズにものが進むのではないかと、そういう意味から私は旧町名、あるいは旧市名に馴染みながら、将来の新しい市名を尊重していくと、そういう意味から、ちょっと私は町長さんとは違いますけれども、町を外した、例えば私の大内であれば、「大内〇〇」というような例2について申し上げたいと思います。そういう意味から、是非採択してほしいと思います。

○柳田会長  
どうぞ。

○尾留川正委員(由利町)  
由利町の尾留川です。

さっき事務局から説明ありましたが、うちの佐藤委員が申されるように、やっぱりその町でその町を付けるか付けないかは、その町で決めた方がいいと思うんですよ。その方が手っ取り早いと思うんで、そうすれば、この統一してこの町を付けるか付けないかなんていうそういう論議する時間もいりませんので、かえって私はそういうふうにした方が一番手っ取り早いと思うんですけども。

○柳田会長  
はい、どうぞ。茂木さん。

○茂木好文委員(矢島町)

(2)番の件で今話しているわけですけども、例1・2・3とありますけれども、いずれこの原案のとおり可決しますと、その町で、町を付けるか付けないかは各町に任せることにしますと、場合によりまして旧町名を使わないところも出てくる可能性もありますけれども、私はこの原案のとおりによいのではないかなと思います。

以上です。

○柳田会長  
はい、どうぞ。

○村上 亨委員(由利町)

何か混乱しているようですけども、結果的に名称を付けることができますというのは、だから、その旧市町の判断に任せるということでしょうから、その町の中で、例えば大内町さんが「大内町」をつけるか「大内」とするかは、それは大内町さんの問題でしょうから、これはこれで各自治体に任せるというこの文言でいいのではないかと思います。

○柳田会長

矢島町の4人の方いらっしゃるから、そういうことですか。

そうすると由利町はそういうことで、東由利さん、何とです。持ち帰って検討する。

万機公論に決すべしと、みんなから意見を聞くのがこの協議会の良いところですので、ひとつ鳥海町さん、何か。高橋さん。

○高橋和子委員(鳥海町)

鳥海町の統一した意見でないんで、私の意見です。よろしいでしょうか。

○柳田会長  
どうぞ。

○高橋和子委員(鳥海町)

私は、1市7町、さっきから何度も議長さんがおっしゃいますように、統一性を持ちながらということを一生涯懸命言っていますけれども、ここにきて何かバラバラになってしまいました。

私は、町を付ければ、統一して町を付けてほしいと思います。

「〇〇市」、鳥海に来たら「〇〇町」、矢島は町が付いていない、住所書くときですよ。

私は町というものを統一して、「〇〇市△△町」と付けていただきたいということです。年賀状書くときも、〇〇市、同じ市でもここは町付いてないし、ここは付いてるとかということできなくてと希望しますということです。

○柳田会長  
そうすると例の1ということですね。

○高橋和子委員(鳥海町)  
はい、そうです。

○柳田会長  
それから西目町さんは。  
西目町はどうですか。

○齊藤栄一委員(西目町)

ちょっと、今日特別調子が悪いんで、あんまり発言しないようにしておりますが、あまり腹に力を入れないようにしてお話します。

この原案に賛成ということで、これは最初からそれでいいじゃないかというふうに思っております。ただいま年賀状云々と言われましたが、私も何百枚も年賀状書いておりますが、「〇〇市△△町」と付いていない方が多いです。やっぱりそれは、例えば我々は「西目町」と付けた方がいいんじゃないかというお話はしております。

ですので、西目はたぶん、この委員会では町を付けるだろうというふうに思います。

原案は原案で良いのではないかと思います。

○柳田会長  
それでは大内町さんの方でどなたか代表で。

○小松敏博委員(大内町)

議長の方から例2番目の方、提案されたようであります。また、町長の方から例1番の方ということで、どちらでもいいわけですが、町があるからだめだとか、町がないからだめだとか、ということできなくて、やっぱりこの1・2のうちから選んでいただければ有難いなと思います。

○柳田会長  
はい、ありがとうございました。  
岩城町の阿部さん、どうぞ。

○阿部一雄委員(岩城町)

どのような字名にするかと、こういうことですが、岩城町では旧町名を、やはり必要なんではないかという意見が多数でございました。今いろいろお話を聞いておまして、例えば岩城町が岩城町を使わない、付さなくてもよいというようにした場合に、総合支所の名称というのはどういう意味を持つんでしょうか。

岩城支所という、例えばですよ、看板がかけられるものだとすれば、岩城というのはなくなっているんですから、地域住民が大変な違和感を感じます。

ほかの1市6町のことは私はよく分かりませんから触れませんが、やはり岩城というのは合併して、新しい市の中に入ったとしても、そういう公共的な、学校の名前もそうです。保育園も、例えばそういう馴染んだ名前が付けられてくる。

支所だけは看板のかけようがないと、こういうようなことがあってよろしいのかなという感じがいたしました。

私どもの岩城町の地域振興研究会の中では、やっぱり必要なんではないですかという意見が大多数でありました。こういういろいろ考えてみますと、岩城はやっぱり必要なのかなと、そういう感じを持ちました。

#### ○柳田会長

本荘市、ありますか。

#### ○工藤兼雄委員(本荘市)

本荘市の場合は、原案どおりということですが、先程から各町の方々からお話ありますように、あまり町の方に内戦干渉だと言われるので、控えておったんですけども、やはり今、岩城町の阿部さんに言われるように、今新しい市になる、そしてまた今までそれぞれの町が2町、3町で合併した町もあります。

そういう中の思いを考えると、やはり住民の方々の思いというのは、旧町そのものは一原案のように残していただきたいというのが私、患者さんをいろいろ見ておりますと、そういう願いを私どもには託されております。

そういうことで、今、私、特に岩城の阿部さんとは同級生ですので、岩城の方々から、何とか岩城町はなくさないでくださいという今日も懇願されてきました。

そういうことで、その思いはすべて7町の方も同じじゃないかと思っておりますので、新しい市になるのですから、統一された方が一番いいのではないかと考えております。

#### ○柳田会長

ご意見一巡しましたけれども、原案にあります、様々なご意見ありますけれども、原案では公共団体の名称を付けることができるものとするということで、自分の町のことは自分たちでひとつ出したいと、こういうご意見のように伺いました。

それぞれご意見がありましたけれども、そういうことで原案のとおりということでもいいでしょうか。

#### ○高橋和子委員(鳥海町)

確認ですけれども、その旧町名というか地域で「町」を付けてもいいし、ここのところは付けなくともいいということですか。

統一しないということで、その地域の実情に合わせて、付けたければ付けてもいいし、付けなければ付けなくともいい、ということですか。

#### ○柳田会長

そうです。

高橋さんの心配されたことも十分にわかります。

ですから、その町で、やっぱり私たちはこうだと、こういうようなことで付ける付けないは決めていただければいいなど。付けることができるものとするということで、ひとつご理解ください。

それでは、そういうことで協議第 44 号の「字の区域及び名称の取扱い(その1)について」は、確認いただいたものと決定いたします。

この内容を踏まえまして、継続協議中の協議第 34 号「新市の名称について」、委員の皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

第 34 号の新市の名称に係る2次選定の結果をもう一回、事務局から説明願います。

#### ○事務局

協議 34 号、これは 46 ページ、ご覧になっていただきたいと思いますが、前回の協議会、11 月 30 日に5つまで絞られておりますので、この中からご協議願いたいということでございますので、よろしく願います。

#### ○柳田会長

この新市の名称なんですが、この前皆さん方から投票いただいて5つの名称に絞られました。それで、この5つの名称について、皆さん方にそれぞれのご意見などもあると思います。

それで、皆さん方から、それぞれ今日ご意見を賜って、新市の名称を決定できればいいですけども、昔から急いでは事を仕損じるとか様々そうしたこともあるから、こういうことはじっくりと、ゆっくりでないですよ。じっくりでなくてじっくり考える必要があると思いますので、ご意見をいただければ有難いと思います。

今度は、どちらからご意見を伺ったらいいでしょうか。

それでは、矢島町の方から、自由に思っていることご発言ください。

例えば5つあるうち、絞り込むとか、こうするとか様々なことの見解で結構ですから。

#### ○佐藤 實委員(矢島町)

それでは矢島町の方から早くも、非常にやりにくいんですけども、矢島町の方で昨日で 12 月定例終わりましたし、その前の 15 日の日に新しいまちづくり委員会っていう、これは 20 名のメンバーですけども、会議を開いておまして、その中のことを単刀直入に申し上げますと、やはり現在、使われている市なり町の固有名詞だけの名称は避けていただきたいというのが全員の一致でしたので、どこそことは言いませんけれども、まずそういう意味でしたので申し上げておきます。

#### ○柳田会長

はい、次にそれでは由利町さん。

#### ○村上 亨委員(由利町)

由利町の村上です。

決してこれは統一した意見ということではないのですが、前回、まちづくり委員会も開きまして、一応まずこういう第2次選定の話があると、18 日にということでお話いたしました。それで、まず本荘市さんが 17 票ということで、あとその他、この書かれているようなこととお話しましたけれども、結果的に本荘市、あるいは由利、あるいは鳥海という、やっぱり今お話になったような名前を付けた場合には、いろんなことを加味した場合に、由利郡本荘市、あるいは本荘市由利郡、人口的にもほぼ4万5千と4万7千の、由利郡が4万7千ですから、そうした合併等考えた場合に、あとで支障のない形で全体的なバランスを考えた場合には、まず「由利本荘市」という形がいいのではないかと私は思っています。

○柳田会長

それでは、これは各委員によってバラバラなわけなんです、まず順序で各町の代表というわけでないんですけども、隣の東由利町の方から。

○小松義嗣委員(東由利町)

東由利町の小松です。

私ども、この5つに絞られた名称について各意見を聞きましたけれども、どれを見ても甲乙付けがたい立派な名前だということでもあります。

従いまして、ここで議論しても決まらないだろうと、そういう意味です。ですが皆さんに町民の意見は、まずこの5つ、どれでもいいから早く決めてというのが一番の問題でした。ですので、私もその意見を尊重いたしまして、この場で決めてもらいたと思います。というのは、先程言いましたようにどれも立派な名前ですので、議論しても決まらないだろう。従って、最後には投票しかないだろうと、そういうように思いますので、私は3回投票して、1回投票で3点を絞って、その次2点、1点というように思いを込めて投票して最後に1点決めた方がよいだろうとっております。以上です。

○柳田会長

それでは、鳥海町さん。

○今野義親委員(鳥海町)

やはり旧名はやっぱりよろしくない、こういうように私も判断します。私たちの委員もそのようであります。だけれども、せつかく今のこの議案の、協議案件第44号に名前がもうここに書きなさいというふうに箱が3つ並んでおります。これでよいとすればですね、この5つの中から選びますと「鳥海山」と入れるとパチッと合うんですけども、この辺で皆さんいかがでしょうかね。まずここまで言うておきます。

○柳田会長

今野さん、どこのページに箱3つあるというの。

○今野義親委員(鳥海町)

資料の44の今のです。

○柳田会長

資料にですか。もう1回その辺、箱の辺で分からなくなったから、もう一回。

○今野義親委員(鳥海町)

あのですね、今、資料いただきましたね、名称の付する場合の。1・2・3の例ってあるでしょ。ここにほら、箱が3つ書いて市とあります。ですから、ここに入れなさいと、こういうことだかなと私思いましたものですから、そうなりますと、この中から選びますと、やっぱり「鳥海山」と入れるとパチンといくんじゃないかと、こういうことです。

○柳田会長

そうですか。

次に、西目町さん。

○鈴木澄夫委員(西目町)

議長がちょっと体が調子が悪いということで、私が代わりに発言させていただきます。

12月10日の西目町の定例議会がございました。その始まる前に、いわゆる議員の方々から、どういう名前がいいかということで、この第2次選定の結果を配布しまして、いろいろご意見をいただきました。その中で多数を占めたのが、やはり「由利郡」という昔からのこの地域があるわけで、この「由利」というのは、やはり入れてもらいたいというか、外してもらいたくないというような方々がおられました。その中では西目町においては、これにしましょうかというようなことは決めませんでしたので、その場の雰囲気だけお伝えしておきます。

○柳田会長

それでは、大内町さん。

○成田正雄委員(大内町)

大内町の成田です。

11月の末から12月上旬にかけて、町内の合併の報告会を夜2時間ぐらいずつ回って歩きました。その中で圧倒的まず意見として大きいのは、途中で合併から外れないようにと、その声が非常に強かったと。仁賀保町のようにならないで、8つの市と町が協力してやるべきだと。その上で、地域的な環境のせいでしょうか、名称は「本荘」でいいんだと、そういうものでありますのでご報告申し上げます。

○柳田会長

はい、どうもありがとうございます。次に岩城町さん。

○前川 侖委員(岩城町)

岩城町の前川です。

うちの町は、最初から既存の名前は使うべきでないと、こういう方針でやってきました。でも、皆さんは既存の名前は使ってもいいと、こういうことになったわけですから、それに従ってきましたけれども、この中でも、あるいは既存の名前が入っていないところもあるわけですから、やはり既存の町の名前は、市の名前とかは使うべきでないと、こういうのが基本であります。どこがいいとかこうだとかは申し上げませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○柳田会長

はい、本荘市さん。

○齊藤好三委員(本荘市)

それでは私の方からひとつ、こういう場を与えていただきましてありがとうございました。何かこの場で何かしゃべらなくていいって、そのまま投票で決まったら、どういう思いなんだろうって言われるかと思って、夜も眠られないということでございます。

当然私は、皆さんの名前、みな尊重します。私は本荘市を選びました。その中でまず1つは、反論ではございません。既存の名前という言葉が出ましたけれども、最初私が申し上げましたときに、地方自治法では、第3条の中で地方公共団体の名称は従来によると、こう言われているんです。これは原則規定であります。良い悪い別ですね。

これが今、いろんな全国で論議のある、これ、自治法違反じゃないかと、そういうふうなことも言われております。また、当用漢字を使いなさいと、なるべく使いなさいと、これ実例になっていきます。そういう意味で、既存の名前を使ってもいいのじゃないかと、私はそう思います。

それから、投票結果のときも私言いました。要するに、そこに住む地域の人々、それによって支えられているのがその町であり、住民参加の本来の姿だと、少し言わせて下さいね、せっかくな、

そういうふうなことで、そういう中で公募の結果もその住民の意思、支えられている住民の意思、そのコミュニティが元気であれば間違いないと私はそう思います。そういう住民の意思の決定が37%本荘市とあったということをごさいます、それをやっぱり尊重すべきでないかと。ただ、それだけでないです。住民意思の決定の要件の中には知名度とか、あるいは歴史、伝統、文化、それから定着度とか公募の結果をしてみると、皆さんの持っている本の中に、それを覚えやすい名前だと、そう書いてごさいます。そういうふうなことから、私たちはこういろいろ話をしましたけれども、また議会の中でも話しましたけれども、まず本荘市で頑張ってこいなと、こう言われましたので、私もまずその考え方は皆さんにお訴えした次第であります。

もちろん本荘、もう1つ言わせてください。本荘追分も江戸中期から明治までかけて、要するに北前舟で四大本荘追分が、あの追分がある中で、古雪を発祥として本荘満茂が、そして400年ということに7町、由利、7割を一緒になって頑張ってきたと、そういう経緯も、1600年代ですけれどもあります。その本荘追分は、江戸でせきとる本荘の米はと、こう唄われておりまして、来年は国際米年ですか、そういう意味でも対外的にもアピールできると。戦略的にもできる。地方自治という観点から、私はそういうふうな意味で1回は話してみたいと思ひまして、今日皆さんに口にしました。

以上でごさいます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○東海林京子委員(本荘市)

私は、この年でここに出てきています、恥をさらしています。それで、ここにさらしているというのは、やはり台所の声が新市に届いてほしい、取り入れていってほしい、反映してほしい、そういうので恥をさらしております。

それで、今回、市名を公募するに当たっては、市名、市民の声を反映するというようなあれがあったような気がするんです。それで、その結果、公募数が5,000ありました。それで、その結果、最後にこの5つというのに落ち着いたわけですよ。それで、どれを取ってみても私はすごいと思うんです。どれ選んでもいいんでないかな。知名度と言っても、歴史的にも地理的にもいろんな点ですぐれていると思うんです。

それで、じゃあこれを中から私方何として選ぶだろうと、私はずっと考えてきました。それから、いろんな足でいろんなことも聞いてきました。そんなことは全部ここに置いておいて、最後にたどり着いたのが、公募の時の市民の声でした。

それで、私はここが足りないものですから、例えば「ちょうかい」というと、漢字であれ仮名であれ、字が漢字の字が違って「ちょうかい」といえば一つしか聞こえないわけなんです。そして、ひとつの「ちょうかい」という思いだけしか出てきませんでした。

ということで、ちょっと調べてみたら、こんなふうになっていたんですよ。鳥海市というのが大体3パーセントですか、それから由利市というのがおよそですよ、6パーセント、本荘市というのが41.3パーセント、それから中には本荘由利市とか由利本荘市、出羽、鳥海市というのもいろいろありました。

それで、その中には、やはり鳥海なら鳥海の思いが入っていると思ひまして、じゃあ、そういうのがどうなっているのかなと、そういうのを調べてみたら、やはり鳥海市、例えば本荘由利鳥海市とかそういうのもやってみますと、大体4.9パーセントぐらいになる。由利というのが大体18パーセントぐらいかな。本荘市というのが56.8パーセントぐらい、そんなふうには市民の、住民の思いがこういうふうに表示されているのを、じゃあ私方何と言ひますか、これ私の独特なあれなので、これはちょっとならないと思ひますけれどもね、それで由利本荘市というのが大体10パーセントぐらいなんですよ、本荘由利市、由利本荘市。



そこで、今まで5つまで選ぶ時に、私方こういう住民の声というか市民の声をどこで取り入れたらうかなということを考えてみました。

それで、まだ出ていないなと思いまして、じゃあ最後にこの辺で取り上げてはいかがなものでしょうかということをも、結論に達したわけです。以上です。

#### ○高橋和子委員(鳥海町)

今、東海林委員の方から一生懸命「市民、市民」と市民のことばかり言いますけれども、本荘市に吸収合併じゃないでしょう、市民だけですか、町民だけだっているんです。

気付いただけで、ただ、それだけです。

#### ○東海林京子委員(本荘市)

住民なんですよ。私方町民、住民。それで台所からの声と。

それで0歳からもう無制限に出てきた、そして5,000通出てきたなかの声ということで。

以上です。

#### ○柳田会長

ありがとうございます。

それでは、村岡委員。

#### ○村岡兼幸委員(本荘市)

すいません。本荘市の委員が少し集中していますけれども、実は、この件で三、四分話したいなと思ったので、その前の発言をずっと控えて待っておりましたので、ぜひ発言をさせていただきたいと思います。

この新市名の決定ということは合併において最も難しく悩ましく、しかし大事な問題だと思いません。当初、4月、5月頃からこの議案が始まって、もう8カ月になりますけれども、この議案に関しては、とにかく市長はじっくりと、そのとおりゆっくりだけじゃなくてじっくり話し合いをして公募をして、それをさらに絞って絞って5つまでできたという、この8カ月間の時間の経過と議論は大変、私は大事な時間だったというふうに思っています。振り返って見ますと、今、最後に岩城町さんからも出ましたけれども、あえてその時の意見を言いたいと思いますが、旧町村名は使わない、あるいはバランスに配慮するという話もありました。もちろんこれを否定するものではありませんけれども、当初の考えは、そうではなくて、由利本荘一市七町にとってみんなが最もいい名前だと思う名前に付けようということで、スタートしたはずだったわけでありますから、ぜひその部分は重視をしていただきたいたいこう思います。

そんな中で、あえて考え得る私なりの思いの方法としては、4つ。

まず一つは、当然、話し合いでとことん何時間でもかけて話し合いをやって、最後に決着をみる。しかし、これはなかなか難しいと思います。

その次の方法は、この41人の責任をもって選ばれた41人が先程案が出たような3回、2回と投票して、最後の1つに絞って決まったらそれでみんなで行くという、その方法が残されていると思います。

そして3つ目は、今の東海林委員の発言と重なる部分なんですけれども、公募をするという部分で、いろいろな意味で皆さんのアイデアを募ろうということでアイデアを募りました。でも多数決ではないということで進めました。でも、アイデアは募って、でも、いっぱいアイデア募ったやつをどうやって決めていくか、これは我々の協議会に任された責任だと思しますので、いろいろ議論した上で5つまで絞ることはできました。

そして、その5つというのは非常に象徴的な5つだと思います。鳥海山市もありますけれども、意味あいとしては鳥海市という、我々のここの地域のシンボルの山の鳥海という名前を付したい

という意味だとすれば、ほぼ4つのパターンだと思います。本荘市、鳥海市、それから由利郡の由利市、そして由利本荘市、全部由利郡本荘市を合わせた4つのパターンにしぼられたというのは、ある意味での協議会での私は形式だと思っています。

この4つについての住民投票で民意を問うという方法は一つ私はあると思います。そして、これは何も本荘市が人口が多いからなるということではなくて、4つのパターンの中でそれぞれこういう考えがあるという中で、住民投票で民意を問うことは、改めて一市七町の合併のことをみんなで考えることに私はなるのではないかと思います。そうして下さいということではなくて、その方法もぜひ一つあると思います。

そして最後は、ほかの町でもあるような行政の長と議会の長である町長、議長に、ある意味での政治的決断を委ねる。

でも、これは最後の最後にした方がいいと思いますので、できるだけ2つ目か3つ目の協議会全体で決めるか、あるいは住民投票で民意を問うということは果たしてどうだろうかということ一度、皆さんで考えてみる必要があるのではないかと思います。

そして、その旧町村名とかバランスとかということで一つだけ意見を言わせてもらいたと思います。前回の11月30日の協議会が終わった後に、実は総務省のまちづくり関係の委員をしておりますので、すぐ東京に上京いたしました。その審議会の場で、隣りが森みどりさんという音楽家というか作曲家の方が私の隣りで、ちょうど前日そういう協議会をしてきたのでそのお話をしましたら、実は私も北陸の能登半島の3町の合併にかかわっていると。非常に興味深い話でしたので、ちょっと時間をかけて紹介いたしますけれども、そこではちょうど5つの名前だそう。北陸の能登半島の真ん中辺の3町の合併で、3つの名前が、「奥能登市」「能登市」、それから、ひらがなですから「のと市」、それから3町ですから「三郷市」、三つの郷、それからもう一つは美しい郷の「美郷市」と、この5つの中で地元の方は「みさと市」で決めたいと言っている。私は、奥能登市がいいと思う。奥というのは、変な意味の重いか暗いという意味ではなくて、我々も能登半島というのは誰でもイメージできます。能登半島の先端にある3町でつくった奥能登市という、それはすぐあそこの町だなということが理解できると思います。そして、その町の人に聞いてみると、何で生きていくのかということ、観光で生きていくしかないと言っているようであります。

ぜひ奥能登市と言っても、地元の方はみさと市になると。実は、秋田県も3町で美郷市。それは六郷と「郷」がつかますけれども、美郷市というのは全国に幾つかもできるかもしれない。そういう意味で、この市の名前を付けるということは、これからのまちづくりと我々何を目指していくのかということを考えて名前を付けなければならないという重大な決定事項だと思いますので、そういう意味で、先程言ったような大変また難しい手続きになると思いますけれども、この協議会全員で決定する方法を取るか、あるいは先程言ったような住民投票を取るか、そういうことも含めて考えて、この町の決定をしていかなければならないと思います。

そして最後に提案ですけれども、前回も言いましたけれども、これだけの大事なことなので、議長が言われるようにじっくりということは私は必要だと思いますので、当初の予定ではこの12月で決定ということでありましたけれども、どういう方法論を取ったらいいかが一つあります。方法論を取ったらいいかということ。果たして市の名前を付けるということは、どういう意味があるのかということを含めて、もう一度各町で持ち帰って、今、忘年会シーズンでちょっとこの話をしだすと、合併協議会の委員だということでこの話で大変盛り上ります。これから忘年会、新年会等々でぜひこれは議論をしていただいて、自分一人だけではなくて、様々な人の意見を聞いた上で、1月の協議会に再度、方法論も含めて継続協議をしていただきたいということを提案して終わりたいと思います。

○柳田会長

ありがとうございます。

ただいま、先程4時半までと申し上げましたが、延長します。5時までということで延長します。

商工会の方には遅れているからということで連絡して下さい。  
はい、どうぞ。

○茂木好文委員(矢島町)

矢島町の茂木です。

先程、一巡したわけですが、投票によってという話が出ていますけれども、何人かの方から。ところが、春のうちに実は最終決定は協議によって決めると。それ以降については、まだその時に相談するという事になっているはずですので、現段階での投票ということは私は考えておりません。

さっきからこの協議始めてから30分しか経っていないので、現段階では私は協議を、最初に決めたように協議をすべきだと思います。

それから時間が大分迫っていますので、一つだけお願いですけれども、4カ月前に地域自治組織というものについて協議をしていただきたいということを議長さんをお願いしております。何人かの方から賛成の意見も出ております。

何とか幹事会の方で、地域自治組織についての協議をする機会をぜひつくっていただきますように再度お願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○柳田会長

どうぞ、村岡委員。

○村岡兼幸委員(本荘市)

投票今して下さいということ、今、決するという意味ではなくて、そういうことを協議しましょうということで提案をしているというふうに捉えて下さい。

○柳田会長

皆さん方、お一人お一人にお伺いすれば様々な意見がございます。

町の中で協議したところもあるでしょうけれども、したとは言いながらも、それぞれの思いもあるだろうなというふうに感じます。

それで、今の出された皆さんのご意見を踏まえて、この師走の大変忙しい中、せわしい中で決めないで、新しい年に、新しい心で、新しいまちをつくる、そういうことで継続審議にしたいと思えます。

事務局で、その間、今日の皆さん方のご意見を整理して臨みたいと思いますので、それでいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○佐々木副会長(大内町長)

大内町の佐々木でございますが、ただいま議長の方から、多くの意見を伺ったと、それを踏まえて新しい年に新しい市の名前を決めましょうということで締めくくられたようでございますけれども、確かにそれでいいわけでございますけれども、ただ、方法を決めずに新しい年に入って、1月に入ってから、また皆さんどうしましょうということになると、また今の繰り返しで私はないだろうかなと思います。

そういうことでありますので、先程、町の代表の方のご意見なのか、個人的な考え方、またその住民の考え方を聞いてここで発表された、いろいろあるだろうと思うわけでございます。

大変重要なことでございます。でありますから、やはりこういうような提案を申し上げたいなところだと思っております。

先程来、字をどうしたらいいかと、それこそ付けた方がいい、付けなくてもいいと、いろいろ意見がありました。

でも、新しい市の名前はどうかというと、大変意見が続出ということで、それだけ私は自分の地域の思いというものがあるんでないだろうか。これだけ大事なそれこそ決定事項だなどこう思っておるわけでございます。

やはり各町々の委員の5名の皆さん方もおられます。そういう方々のお話し合いも必要だと思います。

また、より多くの住民の皆さん方のこういう名前が出ておるのでどうだろうという意見を聞くということも大事でないだろうかこう思います。そして、やはり最も良い、この地域に最も良い名前でないかということで、41名の皆さん方が投票して決まったのが5つの名前ということでございますので、ですから、それこそあれがいい、これがいいというだけ、これがどうのというものではないと思います。

全てが私は、良い名前だなどこう思っております。どなたかその地域というものを象徴するような発言もありました。古い言葉でありますけれども、名は体を表すというような言葉もあるわけでございますので、やはりこの地域にふさわしいような名前を我々は選ばなければ、それこそ我々の子供、孫にやがて何だと言われることでは、大変だと思いますので、そういうことをじっくりと忘年、そして新年の集い等々あるわけでございますので、そこでひとつ意見を聞きながら、そして1月には3つぐらい、この5つを3つぐらいに絞り込みながら、そして次の段階に私は、向かった方がよくないだろうかという一つの方法を提案したいと思います。

2つでも結構でございますけれども、より多くというと、選択がより多くとすれば3つぐらいかなとこう思っておりますが、皆さん方のご賛同を得れば、そういうことで私は、そういうことを考えながら継続をしていただければありがたいなとこう思います。

以上です。

#### ○柳田会長

東由利町の町長さん。

#### ○阿部副会長(東由利町長)

まずは、今まで、かなり時間をかけられて5つまで絞られたわけですが。5つに絞った、それぞれの思いについても皆さん申し上げられたわけでありまして。

それで、一つにするには何とするかということ。

今までの時間の経過を全部踏まえて言えば、やはり公募して5,000人の皆さんから参加いただいた、そして1,080ぐらいの名前が出たわけですが。その中からまた絞って21になったわけですが。そこから5つに絞ったわけですから、今さら戻して、また公募というのは私はおかしい、論理的に合わないんでないかなと思います。

ですから、そうすれば何とすれば一つになるのかと申し上げれば、私は努力もいとすれば、先程、大内さんが言われましたけれども、今ここで3つか4つに絞って、1回ごとに絞っていてもいいんでないかと思えます。

最終的には、町長と議長だと申し上げ方もあったわけでありまして、41人が今平等な立場にいるわけですから、みんなで良い名前を付けるという線でいけば、まず任せるといふ言い方でなく、賛成する、全員が参加する、参加するとすれば、私はという言い方で、投票という形が一番いいんでないかなという、こういう東由利の小松さんも言われたわけでありまして。

ですから、一つといふとなかなか難しいと思えますので、ここで3つ、5つの中から3つ選べば、上位3点、そうすれば3つは絞れます。というような形で、時間をかけてという言い方だとすれば、今回はやはり5つでなくて絞るべきだと思います。

1つは難しいと思いますから、4つでもいいし、3つでもいいし、2つでもいいわけですがけれども、3つぐらい、今回、このぐらい議論して1つも絞れないというのは、酒の肴にもならないのではな  
いかと心配します。いかがです。

○柳田会長

どなたか、まずこっちの方の左の方ばかりあれだから、まず矢島町の町長さん、由利町の町長  
さん、ありますか。

今、大内町長さんと東由利町長さんとありました。

東由利町長さんは、今ここで絞れ、大内町長さんは新しい年、やはり正月ということで、交流の  
今まで話したことの無い方々も大いに話しする機会があるから、正月、1月の時にお互いの思  
いあって、例えば3つぐらいそこで絞ったらどうかと、こういうふうなご意見でありました。

ですから、今すぐなのか、あるいは正月に入ったら3つぐらいに絞ったらどうかというまず大内町  
長さんのご意見でありました。

○阿部副会長(由利町長)

今、絞り込むということに、例えばの話でしようけれども、仮にという話で、2次選定の結果の得  
票で絞り込んでいこうと。

そうすれば3つまで、3つにするとすれば上位3つというような話もありましたんですが、それは  
ですよ、そのことを言ってやってしまうと…。

これから3点に選ぶということですか。

それは時間的にも。やはり大内町さんの言うように、もう少し忘年会、新年会で意見を聞いて、  
これは私の方でもこの後、1月に入れば町政懇談会で各集落まわります。

そこで、やはり意見を聞いて、全部、この次までまわれないんですけれども、まずはそういう形  
でやった方がよろしいもんじゃないでしょうか。

ここで絞り込むのは困難だと思います。

○柳田会長

はい。意見ですか。

どうぞ。

○前川 侖委員(岩城町)

時間的にも今日、私は無理だと思います。この合併は、やはり対等合併、新設合併なんだとい  
うことを頭の中に入れておいた方が私はいいと思います。数の論理でおしかかろうとすることはな  
いと思いますけれども、やはりみんなが良かったというような決め方をしないと、一方的に得票の  
数が多いから、こうだとかじゃなくて、やはり私は、対等、新設合併なんだということを頭の中に入  
れておかないと、ややもすればそういう懸念も出てこないと私は思いますけれども、そういうことも  
頭の中に入れながら、やはり慎重に、この次決まらなければこの次でもいいんでないかなと思  
うだけけれどもな。必ず今日決めなければならない、この次決めなければならないと思うものでないから、  
もう少しじっくり、さっき市長さんが言ったように、いろいろ議論をして、その中から生まれてくる名  
前であれば私はよろしいのではないかなとこう思います。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○遠藤忠平委員(東由利町)

延長された時間も間近かなわけで、いろんな意見出ているわけですが、これ正月過ぎ、1月といってもですよ、決め方で問題になっているんですから、各町へ持ち帰って決め方をどうするのか、この5つの中から新しい名前をどう選んでいくのかということですよ、持ち帰って1月の協議会まで検討したらどうです。

このまま、分かれることになればですよ、また最初から1月の協議会が最初からすったもんだでまた、時間経過することになりますので、決め方、この5つの中からどうやって決めるのか、私たちは小松委員が申し上げられましたように、町長も言っているとおり、投票によって段階的に3段階に分けて絞って決めていったらどうかというような案を持っていますが、各町が今聞いていますと、投票によって決めるのはどうもなじまないとかというような委員の発言もありますので、各町へ持ち帰って、その決め方を何とするのか、それだけでもこの次まで決めてこないと、また1月集まってまた最初からどうのこうの、新設だの何だのといところまで掘り下がっていくので、どうも議論が進まないような感じがしますから、そこの当たり、ちょっと整理をしていただきたいと思えます。

○柳田会長

はい、どうぞ。

○三浦副会長(西目町長)

この新市の名称については、大変地域の住民は、非常に関心を持っておりますから、今日ここまで慎重にしてきたんですから、もうちょっと時間をかけて、今日はやはり時間的な余裕はないとこういうことですから、持ち帰っていろいろ住民との話し合いの機会もあると思えますから、もうちょっと考えさせて、やはりこの地域にふさわしい名前をみんなでもう少し考える必要があると思えますから、私は、今日は時間的な余裕がないと思っております。

○柳田会長

ただいま、時間の制約もあります。

非常に大事なことでございまして、東由利町長さんの今絞り込みという気持ちもわかるわけですが、議長さんのおっしゃるように、この正月集まった時には、どういう方法にするのかということまで、それぞれの町で協議をして、場合によっては町長さん方が代表して話し合っ、もちろん決めるのは委員の方々でありますので、そういうことで、この次の会がスムーズに進むようにやりたいと思っておりますので、そのようにご理解いただけますでしょうか。

それで継続審議にしたいということで、ひとつご了解下さい。

それでは、次に入ります。

最後の案件ですが、継続審議中の協議第33号「議会議員の定数及び任期の取り扱いについて」、皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

ところで時間がないので、まず端的にその後、皆さん方が町民だとか様々な方々と話したらこういう結果になったとか、あるいは町の中でこういう意見だとか、もしあれば、もし継続にすべきだということであれば継続にして、今日は終わりたいと思えますが、いかがでしょうか。

【「継続」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

それでは、継続という声が圧倒的に多いようございまして、この第33号は、継続審議といたします。

それでは、これもちまして、今日の協議事項は全て終了しました。

この際、お諮りします。

今協議会において協議されました案件等について、その字句、条項、数字その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○柳田会長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして協議を終了いたします。

次第の6、事務局より次回の日程を説明下さい。

はい、事務局。

○事務局

では、次回の第12回協議会の開催日は、1月22日、第4木曜日、1時半から、本荘市の広域交流センターを予定しております。1月22日、第4木曜日、午後1時30分より本荘市の本荘由利広域交流センターで開催したいと思っておりますが、本日の名称の件がございましたので、これは重要な案件でございますので、今日の話合いの結果を踏まえて、1月にもう一度開きたい、これからの調整になりますが、早ければ1月8日に名称につきまして開いてみたいなど、これ今、事務局の案でございますので、これから調整させていただきますが、1月8日ということも念頭に置いていただきたいと思います。

1月22日は、これ確実に開催いたしますが、その前に1月8日に開催する予定を立てるかもしれません。これは早めに連絡したいと思っておりますので、その点お含みおきいただきたいと思います。

以上でございます。

以上をもちまして、協議会の方、終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 5時04分 閉 会